

宇治市
第3次人権教育・啓発推進計画
(最終案)

目 次

第1章 はじめに	1
1. 国際的な人権尊重の流れ	1
2. 国内の動向	2
(1)国の動き	2
(2)京都府の動き	3
3. 宇治市の取組	3
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の目標及び位置付け等	6
(1)計画の目標	6
(2)計画の位置付け	6
(3)計画期間	6
(4)人権教育・啓発の定義	7
3. 人権教育・啓発の視点	7
(1)一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発	7
(2)共生社会の実現に向けた人権教育・啓発	7
(3)生涯学習としての人権教育・啓発	8
(4)自分のこととして考える人権教育・啓発	8
第3章 人権問題の現状等と取組の方向	9
1. 人権課題に対する取組	10
(1)部落差別(同和問題)	10
(2)女性	14
(3)子ども	21
(4)高齢者	26
(5)障害のある人	30
(6)外国人	35
(7)感染症・ハンセン病患者等	40
(8)犯罪被害者及びその家族	44
(9)性的マイノリティの人々	45

(10)刑を終えて出所した人及びその家族	49
(11)さまざまな人権問題	50
2. 課題横断的な人権課題に対する取組	54
(1)インターネット上の人権侵害	54
(2)個人情報の保護	57
(3)人権尊重の就労環境	58
(4)自殺対策の推進	59
(5)災害時の配慮	60
第4章 人権教育・啓発の推進	61
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	62
(1)就学前の教育・保育施設	66
(2)学校	67
(3)地域社会	68
(4)家庭	68
(5)企業・職場	68
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	69
(1)市職員	69
(2)消防職員	70
(3)教職員・社会教育関係職員	70
(4)医療関係者	70
(5)保健福祉関係者	70
(6)メディア関係者	70
(7)企業・事業所関係者	71
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	71
(1)指導者等の養成	71
(2)人権教育・啓発資料等の整備	71
(3)インターネット等の活用	71

第5章 計画の推進	72
1. 計画の推進体制	72
(1) 推進体制	72
(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働	72
(3) 外部有識者会議の設置	72
2. 計画に基づく施策の点検・評価	72

第1章 はじめに

1. 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年12月に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言*」を採択し、1966（昭和41）年12月には法的拘束力を持つ「国際人権規約*」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。

1993（平成5）年6月には国連主催の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

また、国連は、1965（昭和40）年12月に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、1979（昭和54）年12月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、1989（平成元）年11月に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、2006（平成18）年12月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」等、人権保障のための条約を採択し社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

さらに、第49回国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。その後、2004（平成16）年12月に「人権教育のための世界計画*」の実施が決定されました。同計画は、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、子どもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（2025<令和7>年～2029<令和11>年）が展開されています。

2015（平成27）年9月には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が2030（令和12）年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）*」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。また、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりや、人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

*世界人権宣言

1948（昭和23）年12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

*国際人権規約

次の3つの総称。①社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)、②自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)、③ICCPRの選択議定書。日本は①と②を1979(昭和54)年6月に批准。

*人権教育のための世界計画

国連が推進する人権教育の枠組みであり、教育を通じて人権の理解と尊重を促進することを目的としている。2005(平成17)年に始まり、5年ごとに特定のテーマや課題が設定されている。第5段階(2025~29年)では、特にデジタル技術、環境・気候変動、ジェンダー平等に焦点を当て、子どもと若者を対象とした人権教育の推進が求められている。

*持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年9月の国連第70回総会で採択された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標から構成され、人権、経済・社会、地域環境等さまざまな分野にまたがった課題が分類されている。

2. 国内の動向

1 国の動き

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連10年」が国連で決議されたことを受け、1997(平成9)年7月に国内行動計画を策定しました。2000(平成12)年12月には、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行されました。同法に基づき、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画*」(第一次計画)が策定され、「広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するためにはねばり強い取組が不可欠である」との観点から、中・長期的な展望で施策が推進されてきました。

その後も、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策法」等が整備されるとともに、2016(平成28)年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる「人権三法」が施行される等、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

しかし、社会を取り巻く情勢が大きく変化したこともあり、人権状況は大きく様変わりしています。国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、各人権課題における問題状況が複雑化する等変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在しています。

また、5年ごとに「人権教育のための世界計画」が策定・展開されているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まる等、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じています。

こうした変化や動向を踏まえ、2025(令和7)年6月に「インターネット上の人権侵害」を課題横断的な人権課題として位置付けるとともに、「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を新規に追加する等した「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が閣議決定されました。

*人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において2002(平成14)年に第一次計画が策定、2011(平成23)年に一部変更。社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、2025(令和7)年6月に第二次計画が策定された。

2 京都府の動き

京都府においては1999（平成11）年3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定され、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開されてきました。また、2005（平成17）年1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013（平成25）年11月には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び（公財）世界人権問題研究センター*の4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表される等、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。2016（平成28）年1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした事態に対応するため、2021（令和3）年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」が策定されました。

2024（令和6）年には、これまでの人権教育・啓発の取組に関する効果等の状況を把握するため、京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査が実施されました。

2025（令和7）年3月には、人権尊重の理念を明文化した「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されています。

*（公財）世界人権問題研究センター

人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、国の内外にわたる人権問題に係る学術、研究の振興に寄与すること等を目的として活動する公益財団法人。京都市に所在する。

3. 宇治市の取組

本市においては、市の最上位計画である「宇治市総合計画」において、市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを目指して、「人権問題への理解促進」や「人権教育・啓発の推進」、「男女共同参画のまちづくり」を掲げ（第6次総合計画）、今日まで平和教育、人権教育・啓発の推進等に取り組んでいるところです。

本市の人権行政は、同和問題の解決に向けて1971（昭和46）年に同和対策室を設置してから本格化しました。

同和問題の解決については、市政の重要施策として位置付け、1972（昭和47）年7月に「宇治市同和行政推進本部」を設置して、特別措置法に基づく同和対策事業や関連事業を総合的、計画的に実施し、2002（平成14）年3月の特別措置法の失効後においても、教育、就労等同和問題の残された課題の解決に向け必要な施策に取り組んできました。そして、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権問題についても、それぞれの個別計画において人権の視点に立った施策を推進してきました。

2001（平成13）年3月には、あらゆる差別や偏見をなくし、市民が相互に個人の尊厳を尊重し合う明るい社会を実現するためには、市民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考え方のもと、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年宇治市行動計画（以下「宇治市行動計画」という。）」を策定し、関係機関等と連携を図りながら取組を推進してきました。

宇治市行動計画の計画期間が満了した2005（平成17）年以降においても、同計画の基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006（平成18）年8月に「宇治市人権教育・啓発推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、人権尊重理念の普及やさまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進してきました。

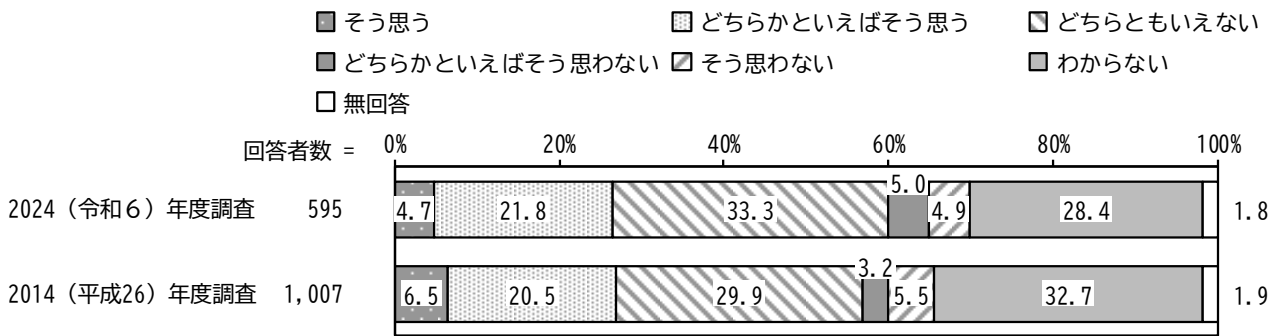
その後、人権問題の多様化・複雑化を踏まえ、第1次計画を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、2016（平成28）年に「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定しました。

また、第2次計画策定後に「人権三法」が相次いで施行され、いずれも、市民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしています。

以降、今日まで、「人権三法」の趣旨も踏まえ、「市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を宇治市において構築すること」を目標にした取組を推進するとともに、人権擁護委員*との連携や教育・啓発事業等を通じて、さまざまな人権問題に対する市民意識の高揚に努めています。

2024（令和6）年度に本市が実施した、『「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）』においては、「宇治市民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっているか」との設問への回答についてみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）の割合が26.5%、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合）の割合が9.9%となっていますが、前回実施した調査結果からは大きな変化はなく、今後もさらに人権問題への取組が必要であることがうかがえます。

【図表1 宇治市民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっているか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）

・以降の図表2から図表49における「2024（令和6）年度調査」「2014（平成26）年度調査」の出典は、図表1と同じく「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査である。なお、「2024（令和6）年度調査」は2025年（令和7年）1月に実施、「2014（平成26）年度調査」は2015年（平成27年）2月に実施している。

・特に記載のない図表は「2024（令和6）年度調査」である。

・図表1の分析の際、回答肢「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて”そう思う”、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせて”そう思わない”と表記している。以降の図表の分析においても、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせて”尊重されている”と表記するなど、同方向の回答肢については” ”で表記している。なお、単独の回答肢についての分析では「」で表記している。

*人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006（平成18）年に、第1次計画を策定しました。その後、2016（平成28）年に見直しを行い、第2次計画を策定しています。

第2次計画策定から10年が経過し、その間、前述のように人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

それに伴って市民の意識も変化する中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「宇治市第3次人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

2. 計画の目標及び位置付け等

1 計画の目標

この計画は、第2次計画を継承・発展させ、第6次総合計画に掲げる「人権教育・啓発の推進」を目指し、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。

2 計画の位置付け

この計画は、第2次計画の後継計画であり、人権教育・啓発推進法に規定する地方公共団体の責務として、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」の基本理念に基づき、人権尊重の共生社会づくりを推進するための施策の方向性を示すものです。

3 計画期間

この計画の目標年次は、2035（令和17）年度とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 人権教育・啓発の定義

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と同様の意味で使用します。

一般的に「教育」と「啓発」は、その言葉が使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて「人権教育」と「人権啓発」を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「市民に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。

3. 人権教育・啓発の視点

この計画における人権教育・啓発は、今日まで本市が取り組んできた人権意識の高揚を図るための施策や第2次計画の取組の成果を踏まえて、次の点に留意し、引き続き推進していきます。

1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地*、人種、民族、信条、性別、障害等により差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

*門地
出自や家柄のこと。

2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

グローバルな視点に立ち、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、すべての人が、ともに支え合いながら、生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう、学校教育と社会教育*とが相互に連携し合う取組を推進します。

*社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を言う。

4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、「人権は市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題である」という認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、国際化、情報化、少子高齢化等、社会を取り巻く情勢の変容が進み、各人権課題における問題状況が複雑化してきたこと、さらに、社会における人権意識の高まりとともに、新たに生起、又は顕在化した人権課題も存在することから、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。

また、我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、社会情勢等の大きな変化により、人権を取り巻く状況も大きく様変わりしています。

例を挙げると、国際化が国内のあらゆる地域で進行する一方、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在しており、排外主義に起因する外国人差別やヘイトスピーチも発生しています。

情報の拡散力が圧倒的に高いSNSの登場等により、情報化が飛躍的に進展した一方、情報が瞬時に拡散し削除が極めて困難という特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。

少子高齢化の進行に伴い、身体的経済的虐待等の人権侵害から高齢者を守るとともに、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり等、超高齢社会への対応が喫緊の課題になっています。

基本的人権についての周知度が向上した一方、人権侵害状況は「多くなってきた」という世論調査があり、人権意識の変化を示すデータの一つとも考えられます。

また、この間、人権尊重の施策を推進してきたにも関わらず、依然として、家庭、地域社会、学校、職場等の社会生活の中で、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分による不当な差別等が様々な形態で存在しています。

こうした社会情勢の変化や動向を踏まえると、人権を尊重することの重要性はますます増しており、市民一人ひとりが、各人権課題についての知識や理解を深めること、自己の人権と同様に他者の人権を尊重することの必要性・重要性について正しく認識すること、その日常生活において自己及び他者の人権にも十分に配慮した行動をとることが確実に根付くこと、等が求められます。

そのためには、「人権教育・啓発」の推進により、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因を正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

子どもたちの学校教育の場や、多様な年齢層や立場の人々を対象にした生涯学習の場等様々な機会を活かし、対象者により内容や形態を工夫することで、幅広い人々から理解と共感を得られるよう、適切かつ効果的な取組を推進していきます。

1. 人権課題に対する取組

1 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）について、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申*」は、「日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお、著しく基本的人権を侵害され、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻にして重大な社会問題である。」とし、さらには、「その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示し、特に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

本市では、同和問題の解決を市政の重要施策として位置付け、30年余りにわたって、特別措置法に基づく同和対策事業をはじめ、隣保館*や青少年センター等における関連事業を総合的、計画的に実施してきました。

2002（平成14）年の特別措置法失効後も、残された課題の解決に向け、関係部署で連携を図りながら、一般対策の施策を運用してさまざまな施策に取り組んできました。

さらに、同和問題解決の拠点として重要な役割を担ってきた隣保館に、全市的な視野に立った本市の人権政策の推進拠点としての役割を位置付け、地域福祉の推進や人権啓発のための住民交流等の施策を推進してきました。

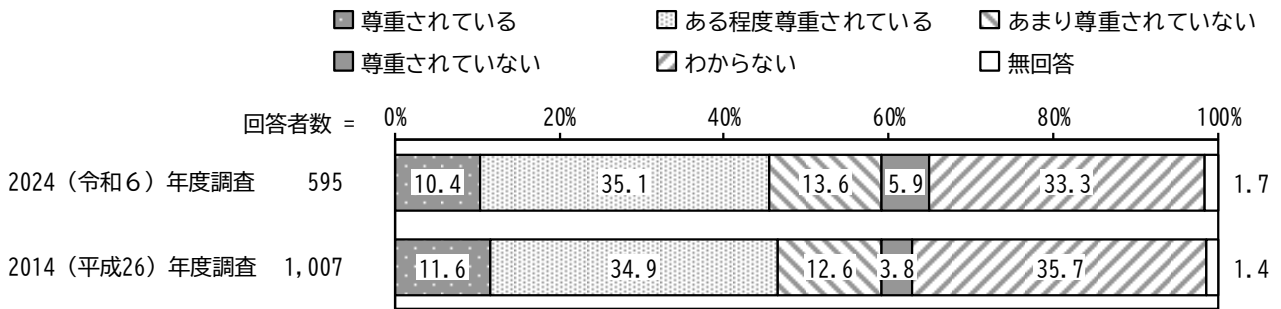
また、同和教育について、自主的な学習活動の支援や指導者育成の取組を通して人権尊重や共生の心を育み、同和問題の解決を目指す教育を推進するとともに、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障するため、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細かな指導と地域や家庭と連携した取組を推進してきました。

こうした総合対策の実施により、さまざまな場面で存在していた周辺地域との格差の解消は進んでいるものの、心理面における偏見や差別意識は、国や本市が実施した意識調査の結果等から、根深く残っていることがうかがえます。また、法務省の人権擁護機関*において取り扱った人権相談・人権侵犯事件のうち部落差別に関する事案の推移は減少傾向にはなく、インターネット上の偏見や差別を助長させる恐れのある情報の投稿の状況等から、課題は今なお存在すると言わざるを得ません。

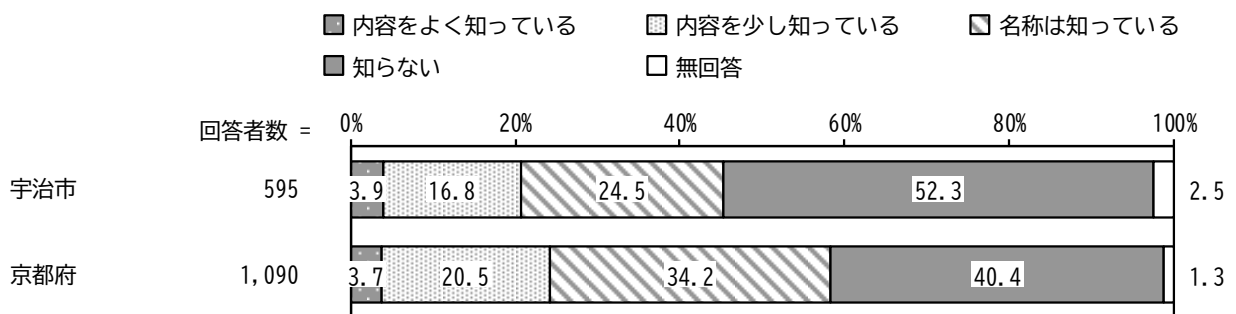
市民意識調査結果の前回調査等との比較では、

- ①「部落差別（同和問題）に関する人権が尊重されていると思いますか」について、“尊重されていない”が横ばいであり、変化がみられません。
- ②また、同じ設問で「わからない」も3割を超えて横ばいであること、「部落差別解消推進法*」（後述）を「知らない」が5割以上であること等から部落差別（同和問題）を学習する機会が不足していることもうかがえます。

【図表2 部落差別(同和問題)に関する人権が尊重されていると思いますか】



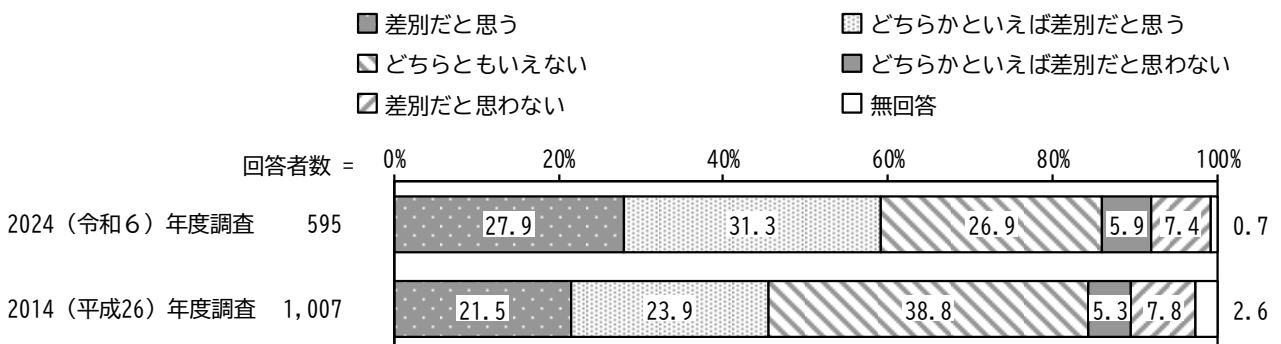
【図表3 あなたは、2016 (平成28) 年に施行された「部落差別解消推進法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
 「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

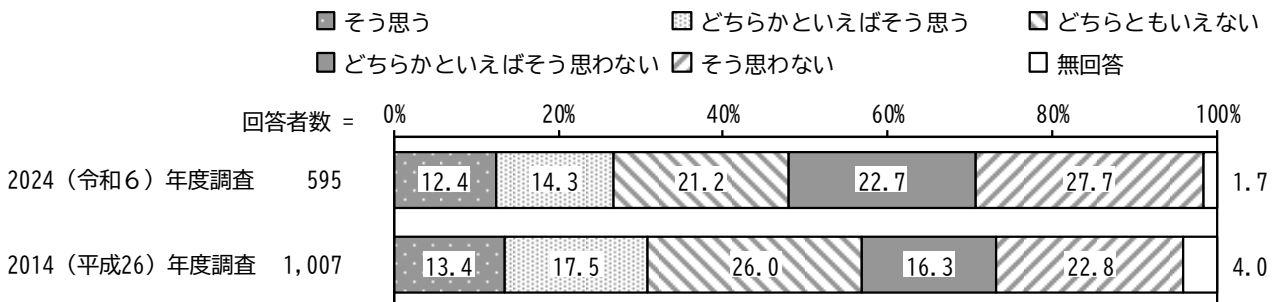
③「家の購入時や引越の時、部落差別（同和問題）についても判断材料の一つとした」については、「どちらともいえない」の割合が減少し、「差別だと思う」の割合が増加しており、差別についての意識に変化がみられます。

【図表4 家の購入時や引越の時、部落差別（同和問題）についても判断材料の一つとした】



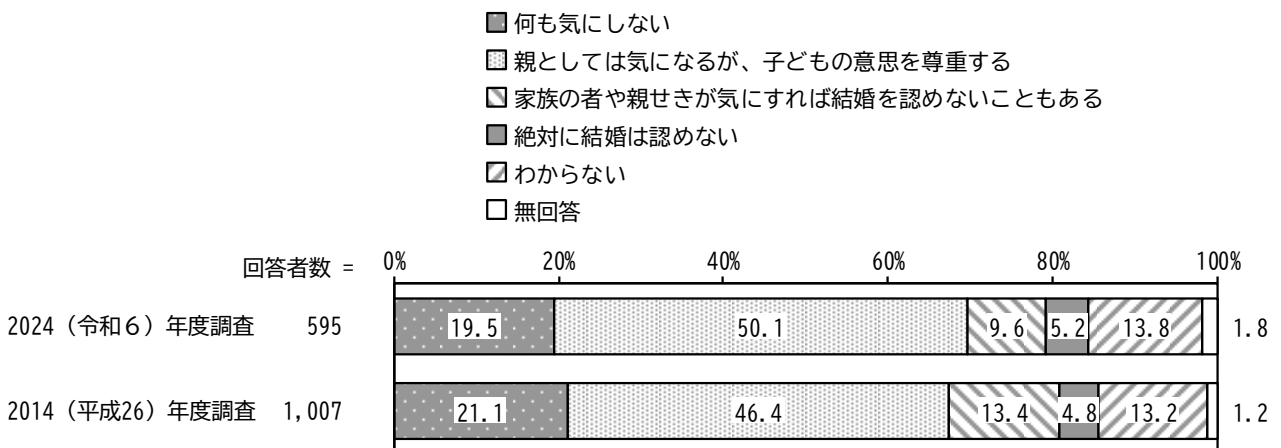
④また、「部落差別（同和問題）は自然になくなると思うので、積極的に学習や研修を行わなくてもよい」では、“そう思わない”は増加して5割を越えており（50.4%）、教育や啓発の継続が必要との認識が広がっていることがうかがえます。

【図表5 部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい】



⑤他方、「あなたの子どもが被差別部落（同和地区）出身者の相手と結婚しようとするとき」の対応では、「家族の者や親せきが気にすれば結婚を認めないこともある」「絶対に結婚は認めない」を合わせた“結婚を認めない”が未だ14.8% あることから、課題が根深いこともうかがえます。

【図表6 あなたの子どもが被差別部落（同和地区）出身者の相手と結婚しようとするとき】



2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もなお部落差別が存在する」「これを解消することが重要な課題である」とされています。

これまでの事業の成果を踏まえつつ、一般施策を的確に適用し、生活実態上の課題解決に向けた取組及び差別意識や偏見を解消するための取組を推進することが重要です。

【今後の取組の方向】

1 部落差別（同和問題）解消の必要性への理解を深める人権教育・啓発の推進

- ① 課題の解決に向けて現行制度を適用した取組を推進
 - ・部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、これまで展開してきた取組や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に適用して人権教育・啓発を継続的に推進します。
 - ・部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、人権擁護委員による人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案と認知した場合、また、インターネット上の情報や公共施設における落書き等で部落差別（同和問題）を助長する恐れがあると判断した場合は、事案に応じた適切な措置を講じます。

2 住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進

- ① コミュニティワークうじ館・こはた館における住民主体による地域活動の支援を推進
 - ・「宇治市隣保館の設置及び管理に関する条例」に基づき、事業等を通して地域の実態、ニーズを的確に把握し、関係機関等との連携により問題の解決を図るとともに、住民主体による地域活動の支援等必要な取組を推進します。
- ② コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した住民交流を促進する取組を推進
 - ・コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取組を推進します。

*同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965（昭和40）年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。

*隣保館

同和問題の解決をはじめ、人権が尊重される豊かな社会の実現に資するため、福祉の向上及び人権啓発に関する住民交流の拠点として、相談事業や地域交流事業、地域福祉事業など各種事業を行うことを目的として設置されており、本市ではコミュニティワークうじ館・こはた館の2か所を設置している。

*人権擁護機関

法務省人権擁護局、法務局と法務大臣が委嘱する人権擁護委員を合わせて「法務省の人権擁護機関」と称されている。

*部落差別解消推進法

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的としたもの。2016（平成28）年12月施行。

2 女性

【現状と課題】

1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降において「国内行動計画」の策定（1977<昭和52>年）や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准（1985<昭和60>年）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行（1986<昭和61>年）等各種の法律や制度が整備されてきました。

また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言」で「女性の権利は人権である」とうたわれ、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会*の実現が、国の最重要課題であると位置付けられ、2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力等の急増から、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が施行されるとともに、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が、2024（令和6）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）*」が施行されました。

2015（平成27）年9月には、国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

本市では、1995（平成7）年に「宇治市女性施策推進プラン～UJIあさぎりプラン～」を策定し、2001（平成13）年には、女性を取り巻く社会状況の変化や諸施策の進展等を踏まえて改定を加え、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

また、2003（平成15）年には、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点となる「宇治市男女共同参画支援センター*」を開設するとともに、2004（平成16）年には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らせるまちづくりをめざして「宇治市男女生き生きまちづくり条例*」を制定しました。

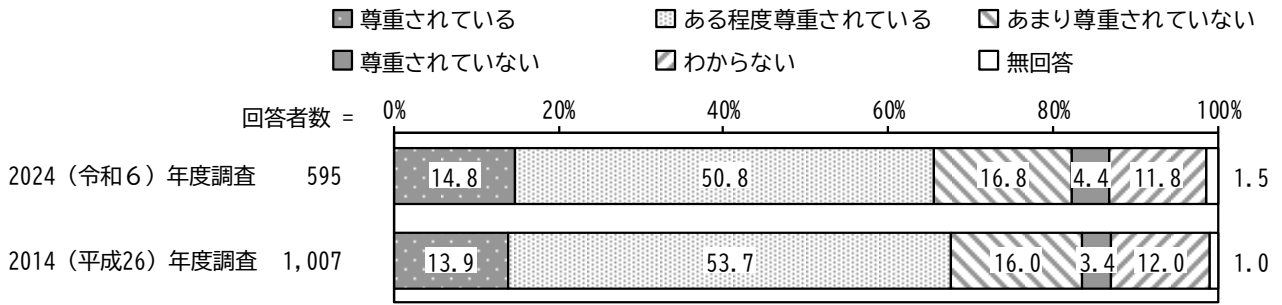
同条例の趣旨を受け、2005（平成17）年には「宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさぎりプラン）」を、以降5年ごとに改定を行い、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。本市では男女が生き生きと暮らせるまちづくりをめざして、総合的かつ積極的な取組を推進してきましたが、依然として固定的な性別イメージの解消や、性別に起因する差別的取り扱いの排除、DV*をはじめとした女性等に対するあらゆる暴力の根絶、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が存在しています。

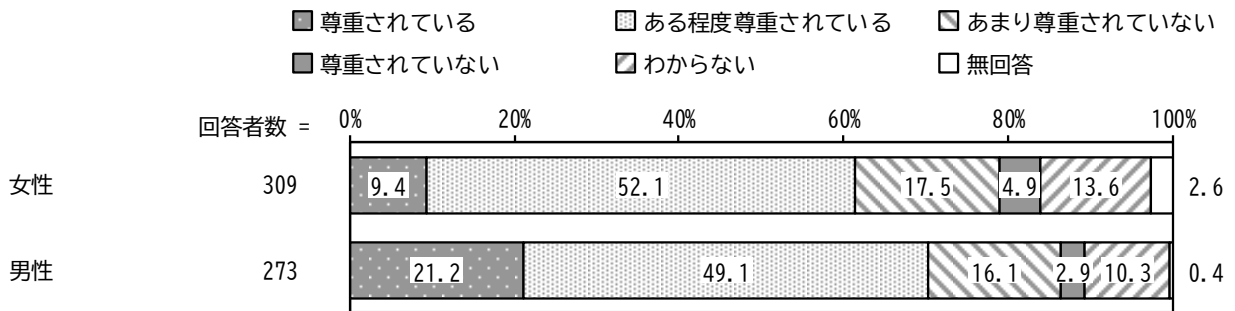
今回の市民意識調査結果では、

- ①「女性に関する人権が尊重されていると思いますか」について、性別でみると“尊重されている”では男性が70.3%に対して女性は61.5%と割合が低く、性別による意識の違いが示されました。

【図表7 あなたは、女性の人権が尊重されていると思いますか】

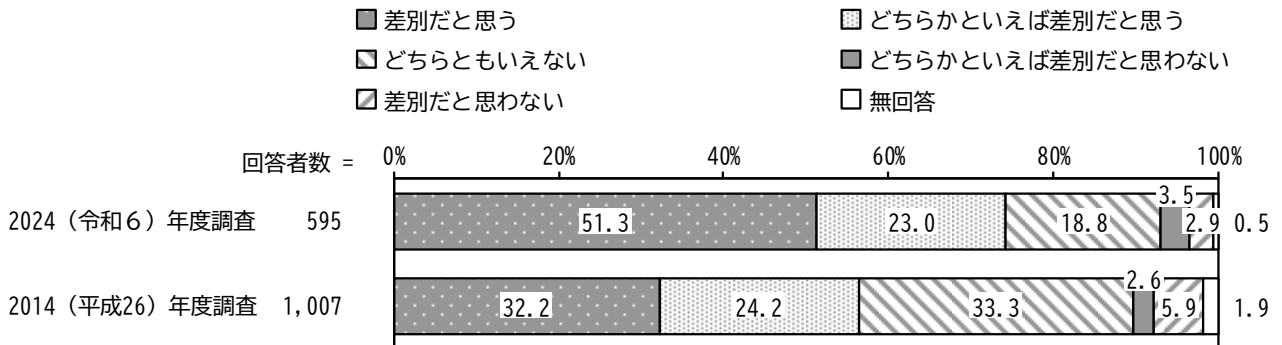


【図表8 あなたは、女性の人権が尊重されていると思いますか】〔性別〕



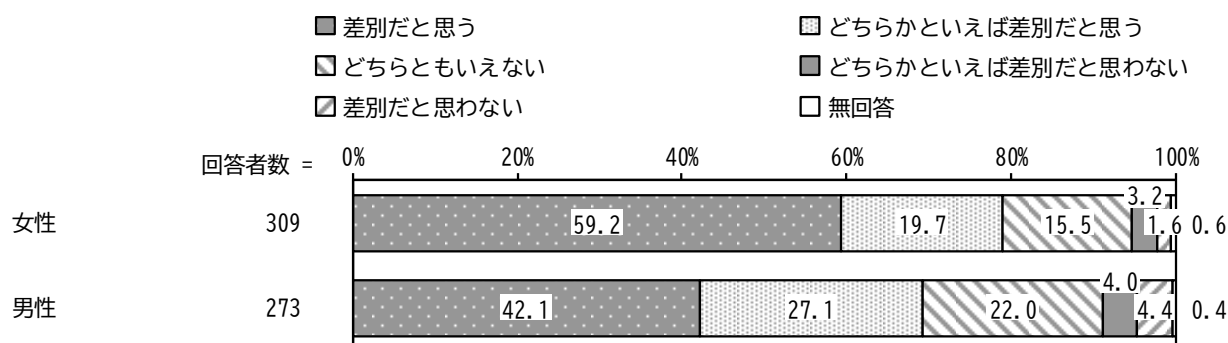
②「妻が外で働きたいと考え夫に相談したところ、夫は『男は仕事、女は家庭』と言って、妻が働くことに反対した」では、市民意識調査結果の前回調査との比較では、「どちらともいえない」が14.5ポイント減少し、「差別だと思う」が17.9ポイント増加しています。

【図表9 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】



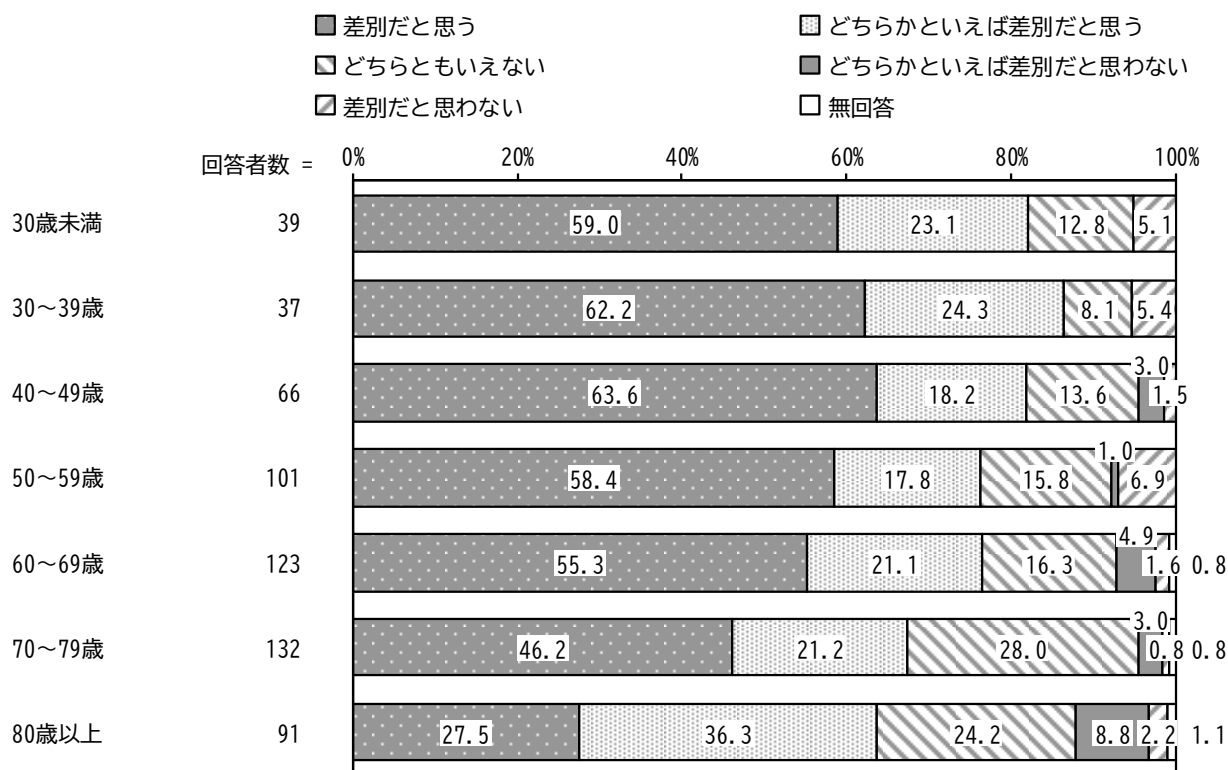
性別で見ると“差別だと思う”について男性が69.2%、女性が78.9%となっています。

【図表10 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】〔性別〕



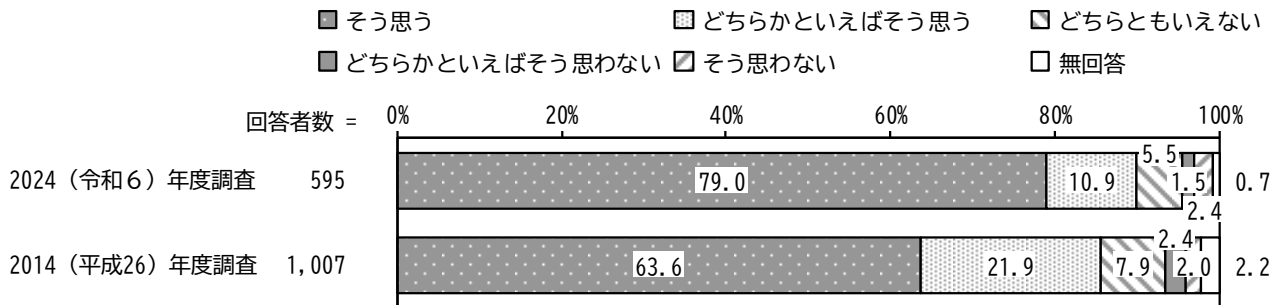
年代別で見ると、“差別だと思う”について、30～39歳が86.5%に対して80歳以上が63.8%となっています。

【図表11 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】〔年代別〕



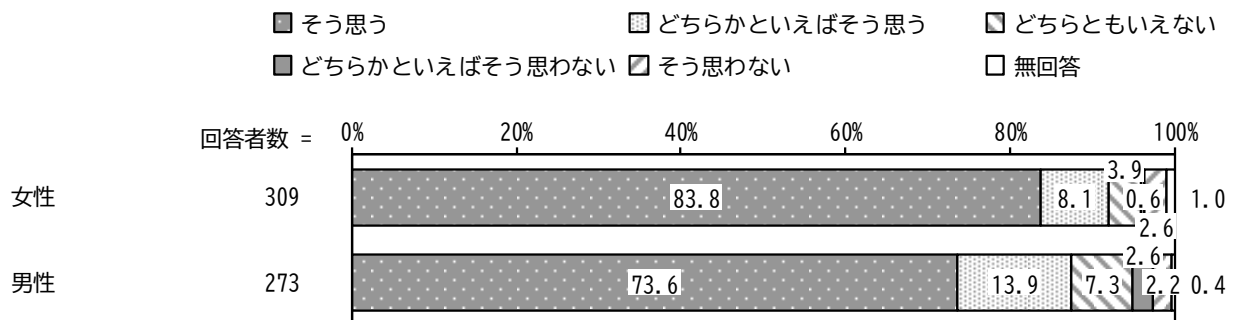
③「親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない」について、「どちらかといえばそう思う」が11.0ポイント減少し、「そう思う」が15.4ポイント増加しています。

【図表12 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】



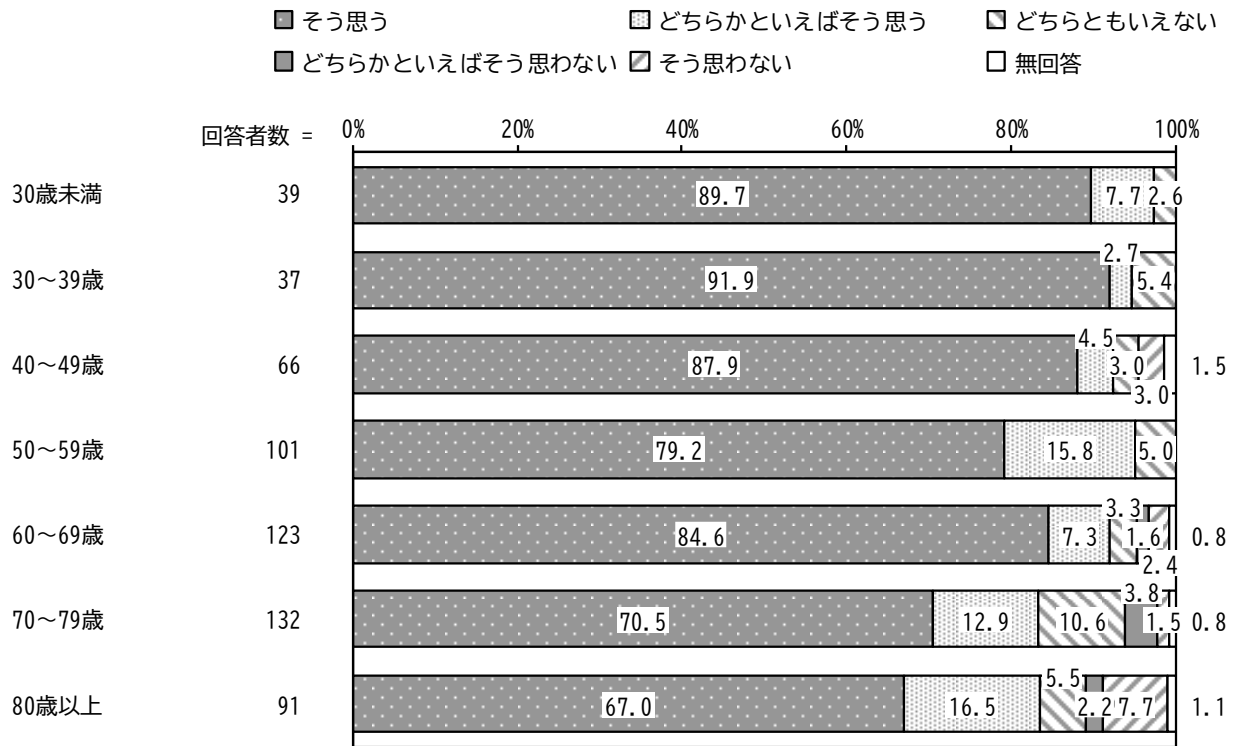
性別で見ると、「そう思う」について、男性が87.5%、女性が91.9%となっています。

【図表13 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】〔性別〕



年代別でみると、“そう思う”について、30代未満が97.4%に対して80歳以上が83.5%となっています。

【図表14 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】〔年代別〕



②③とも「どちらともいえない」との意見が減少し、差別だと認識する意見が増加しています。前回調査からは男女平等の方向に変化していますが、年代別に見ると②③の結果とも年代が低いほど固定的な性別イメージを持つ割合が低く、年代が高くなるにつれて固定的な性別イメージを持つ割合が高くなっています。各年代に応じた教育・啓発を推進することが必要です。

家庭・職場・地域へのジェンダー*平等への理解に向けた教育・啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。

また、DVやセクシュアルハラスメント*等を防止するため、引き続き関係機関と連携し、人権教育・啓発の取組を一層推進していくことが必要です。

【今後の取組の方向】

1 男女共同参画推進施策の総合的实施

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組
 - ・市の審議会等委員への女性の参画登用を推進します。
- ② 女性に対する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進
 - ・女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別イメージを解消することを目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ③ 学校等の教育機関における男女平等の重要性等に関する指導の充実
 - ・学校等の教育機関において、男女平等や相互協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努めます。

2 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発及び関係機関・民間団体との連携強化

- ① DVの根絶に向けて警察等の関係機関との連携を強化
 - ・DVの根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び民間団体との連携を一層強化し、相談や一時保護、自立支援等の早期から切れ目のない包括的な被害者支援の取組を推進します。
- ② デートDV等について若年層への啓発、学校での教育の推進
 - ・交際中の男女の暴力（デートDV）やJKビジネス*等の性犯罪・性暴力について、若年層の理解が広まるよう啓発・講座を行い、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- ③ リベンジポルノやストーカー行為等の防止、警察等の関係機関及び民間団体と連携した被害者の支援
 - ・元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させる等の嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）等についても、教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努め、警察等の関係機関及び民間団体と連携して被害者一人ひとりに応じた適切な支援に努めます。

3 セクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報

- ① セクシュアルハラスメント等のハラスメント防止に向けた関係機関・民間団体との連携による教育・啓発の推進
 - ・企業等におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント*、パタニティハラスメント*等のハラスメントを防止するため、京都府等の関係機関及び民間団体と連携し、教育・啓発に努めます。

4 職業生活における活躍支援

- ① 女性のチャレンジ支援策の推進、適正な雇用環境の推進に向けた教育・啓発
 - ・社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを支援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた教育・啓発に努めます。

- ② ワーク・ライフ・バランス*の実現を目指し、育児・介護サービスの充実等家庭生活と仕事の両立への支援に努めます。

*男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

*困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

困難な問題を抱える女性の支援体制について、旧売春防止法から脱却させ、専門的な支援を包括的に提供し、関係機関や民間団体の協働により早期から切れ目のない支援を目指したもの。2024（令和6）年4月施行。

*宇治市男女共同参画支援センター

男女共同参画社会の形成を目的に、さまざまな分野での多様な女性の生き方や社会参画の支援や、各種講座の開催、女性のための相談、男性のための相談、情報提供、市民活動支援等を行う施設。

*宇治市男女生き生きまちづくり条例

本市における男女共同参画の推進に関する基本理念や、本市、市民、事業者等の責務、施策の基本となる事項を定めたもの。2004（平成16）年12月施行。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間、恋愛関係、その他密接な関係にあるパートナー間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）をいう。

*ジェンダー

「社会的、文化的に形成された性別」を意味する言葉。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメントは、男性に対するものも対象とし、その指針では、異性だけでなく同性に対するものも含まれると明示している。

*JKビジネス

女子高校生等を商品化し、青少年の性を売り物とする営業のこと。

*マタニティハラスメント

女性が妊娠や出産を理由に嫌がらせを受けたり、不利益な取り扱いを受けたりすること。

*パタニティハラスメント

育児休業や育児のための時短勤務などを利用しようとする男性に対する嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。

*ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した個人生活をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限発揮できるようにすること。

3 子ども

【現状と課題】

国連では、1959（昭和34）年に子どもが幸福な生活を送り、必要な権利と自由を享有することができるよう、「児童の権利に関する宣言」を採択しました。その後、1989（平成元）年には国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。権利条約では、子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利のもと、特別な保護や援助を受ける権利があるとされています。権利条約は、人権条約としては最大の締結国数を有し、日本は、1994（平成6）年に批准しています。

国では、1994（平成6）年12月に、子どもを安心して産み育てることができる環境整備をするために「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が、1999（平成11）年12月には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）が、2005（平成17）年には「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」（新エンゼルプラン）が策定されました。

また、2016（平成28）年に「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策をより強化するために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確に位置付けられました。

2003（平成15）年には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取組が進められてきました。その後、2010（平成22）年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、2012（平成24）年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」に基づく取組が進められています。

2013（平成25）年6月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が公布され、2014（平成26）年1月からは、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

さらに、2023（令和5）年4月に、子どもの権利を保障するための「こども基本法*」の施行及び「こども家庭庁」の設置、同年12月に子どもが生きやすい社会を実現するための方針である「こども大綱」が閣議決定されました。

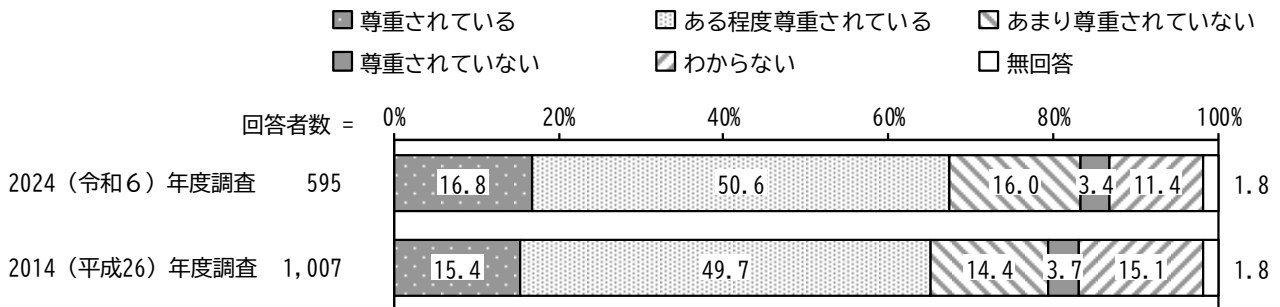
本市では、2025（令和7）年3月に、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を引き継ぎつつ、子どもの成長を地域全体で支える風土、子育て環境づくりを、子ども、子育て世代、関係機関、行政が一体となって作りあげる「子どもの夢と笑顔を育むまち宇治」を基本理念とした「宇治市子どもまんなかプラン」を策定し、子育て・子育て支援の環境整備のための取組を進めています。また、宇治市要保護児童対策地域協議会*を設置し、子どもの人権侵害である虐待の対応や早期発見、啓発に努めています。

子どもたちを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会の希薄化、子どもの遊ぶ時間や子ども同士の交流機会の減少、学力格差の拡大等、子どもたちの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、ヤングケアラー*、いじめ、体罰、SNSに関わる事象等、子どもの人権に関わる問題が深刻化しています。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

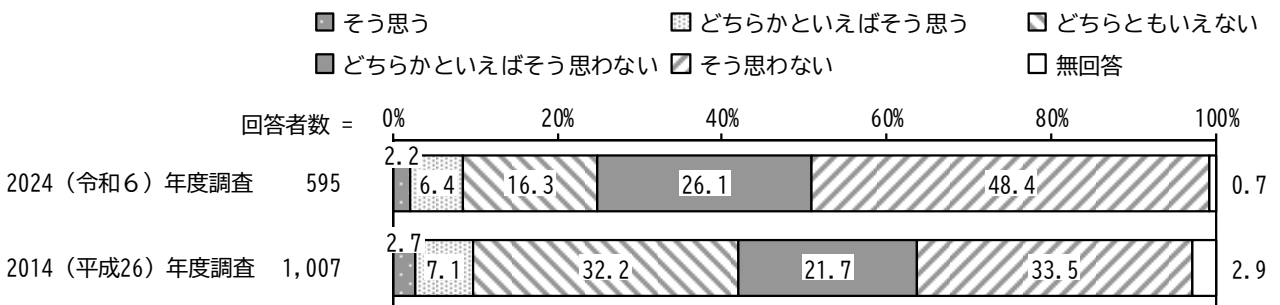
- ①「子どもに関する人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化はみられませんが、“尊重されていない”が20%近くあります。いじめや児童虐待等が社会問題化している状況が影響しているのではないかと考えられます。

【図表15 あなたは、子どもの人権が尊重されていると思いますか】



- ②「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよいと思いますか」について、「どちらともいえない」が15.9ポイント減少し、“そう思わない”が19.3ポイント増加しています。子どもの意見を尊重する意識が向上していることがうかがえます。

【図表16 子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて子どもの意見を聞かなくてもよい】



子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自主性を尊重していくことが必要であり、取組を一層推進していく必要があります。

また、児童虐待やいじめ等の子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校、保育所等だけではなく、地域社会全体で子どもを育み子育てを支えるという機運を高め、家庭・学校・保育所

等、地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

【今後の取組の方向】

1 子どもへの人権教育・啓発の促進

- ① 豊かな人権感覚を備えた人間として成長できる環境づくりの推進
 - ・子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
- ② 家庭教育の支援、青少年の自主性や主体性を尊重した育成支援の実施
 - ・保護者が子どもの養育について第一義的責任があるとの認識の下で、家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう各団体と連携・協働し、学習機会や情報の提供等を通して家庭教育を支援し、青少年の自主性や主体性を尊重した育成施策を実施します。
- ③ こども基本法等の内容の発信、子ども・若者が権利主体である旨の周知
 - ・こども基本法の趣旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットや動画をイベント等で紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信します。
 - ・保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に関わる大人等が、啓発素材等の情報を手軽に入手できるよう情報共有を行うとともに、研修等を通じて、こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容、子ども・若者が権利の主体であることについて周知を図ります。
- ④ 子どもの人権への理解を深めるための教育・啓発の推進
 - ・子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう教育・啓発を推進します。
 - ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感や人権を大切にすることを育てるために、小学校就学前から人権教育に取り組めるよう教育・啓発を推進します。
- ⑤ 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開
 - ・子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」が、学校等で実施されるよう普及展開に向けた取組を支援します。

2 地域や事業所、NPO等社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築

- ・児童虐待の要因の一つである子育て家庭の孤立化や子育ての負担感を少なくするため、地域や事業所、NPO等の協力を得ながら相談体制の充実を図り、連携を強化することで社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

3 児童虐待やヤングケアラー等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組の推進

① 地域や関係機関の連携、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組

- ・子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、学校をはじめとする関係機関と連携し、子ども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら支援に取り組みます。

4 いじめ防止対策の推進

① いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けた取組

- ・児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境づくりに取り組むとともに、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。

② いじめや非行・不登校に関する相談指導体制の整備と、学校・家庭・地域社会が連携した取組の推進

- ・いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう教職員やスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*等による相談指導体制の整備を図るとともに、あいさつや見守り活動等、児童生徒が安心して過ごせるよう、学校、家庭、地域社会が連携した取組の推進を図ります。

5 教職員等について、研修等による人権尊重意識高揚等の資質向上

- ・教職員について養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高める等の資質向上を図ります。
- ・教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行います。
- ・保育士・保育教諭について子どもの人権や人格尊重に関する理解を深めるための研修等を通じて、虐待等の未然防止に努めます。

6 インターネットに関連する事象による被害の防止、児童ポルノによる被害の根絶に向けた関係機関と連携した教育・啓発等の推進

- ・児童ポルノによる被害を根絶するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

7 学校をプラットフォーム*とした地域連携の推進、ライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組の推進

- ・子どもは「将来を担う社会の宝」という理念にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組を推進します。

*こども基本法

憲法および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としたもの。2023（令和5）年4月施行。

*宇治市要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携の下で対応していくため、児童福祉法に基づき、宇治市が設置した組織。

*ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

*スクールカウンセラー

学校で児童生徒の心のケアを行い、必要に応じて保護者の相談にも応じる心理の専門家。公認心理師または臨床心理士の資格を持つ。

*スクールソーシャルワーカー

学校で児童生徒が安心して生活、学習ができるよう、家庭や地域と連携し、環境や生活面から支援を行う福祉の専門家。宇治市では「まなび・生活アドバイザー」として学校等に配置されている。

*プラットフォーム

システムやサービスの、土台や基盤となる環境のこと。

4 高齢者

【現状と課題】

国連は、1982（昭和57）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢者の人権と生活保障の観点から、高齢化対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。

また、1991（平成3）年の国連総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を掲げ、各国が高齢社会対策に関する指針や国内計画等を策定する際、この5原則を組み入れることを求めています。さらに、1992（平成4）年には、国連総会において「高齢化に関する宣言」が採択され、開発途上国を含む全世界に、今後人口の高齢化が急速に進行することを踏まえ、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とすることが決定されました。

国では、本格化する超高齢社会を間近に控え、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して、住みなれた地域で生涯を過ごすことのできる長寿福祉社会の実現を目指し、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）が、1994（平成6）年には「新ゴールドプラン」が策定され、介護を必要とする人が、自立に必要なサービスを身近に受けることのできる体制を構築するための基本的枠組みが示されました。

その後、1999（平成11）年には、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプランとして「ゴールドプラン21」が新たに策定され、21世紀の高齢社会においても、高齢者が健康で地域や家庭で役割を持って活躍し、介護が必要な状態になっても、自立した生活を尊厳を持って過ごせることを目指しています。

また、高齢化の急速な進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が増加するとともに、介護期間の長期化や介護する人の高齢化が進み、家族だけに高齢者の介護を頼ることが困難となってきたことを受け、2000（平成12）年4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、「介護保険法」に基づく「介護保険制度*」がスタートしました。

介護保険制度が普及する一方で、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクト等の増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006（平成18）年に高齢者の権利擁護や早期発見・早期対応、養護者の支援等を定めた「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、2000（平成12）年3月に「高齢者保健福祉計画及び第1期介護保険事業計画」を策定して以来、介護保険サービスを含むさまざまな高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

2024（令和6）年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」においては、総人口が減少する一方で高齢者人口は横ばいという状況の中、高齢化率は、2023（令和5）年に30%を超え、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年には約38%まで上昇すると見込んでいます。

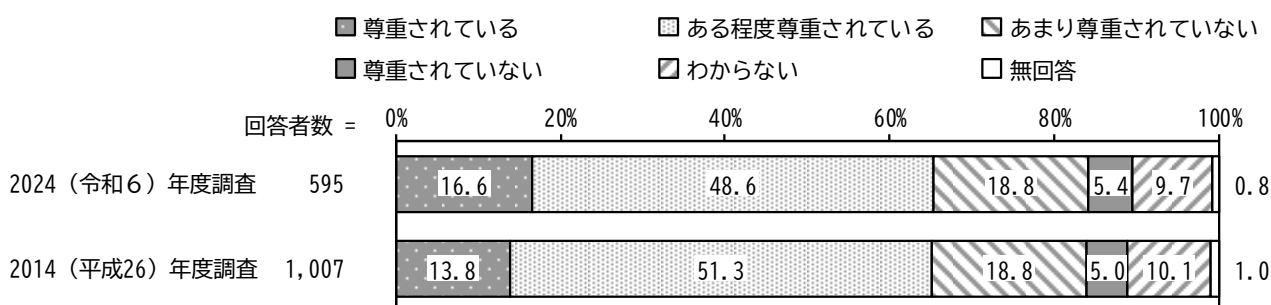
今後は、一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者が増加することが見込まれ、家族を頼れない高齢者の生活上の課題への対応や孤独死を出さない取組が必要となります。また、認知症、知的障害、精神障害等の理由で意思決定に支援を要する人の増加、消費者被害や虐待の防止等権利擁護ニーズの多様化も見込まれています。

こうしたことを踏まえ、2024（令和6）年10月に「宇治市障害者・高齢者権利擁護センター*」を設置し、成年後見制度*への認知度を高め、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な人の権利と財産が守られるよう、関係機関と連携した権利擁護体制の充実を図っています。

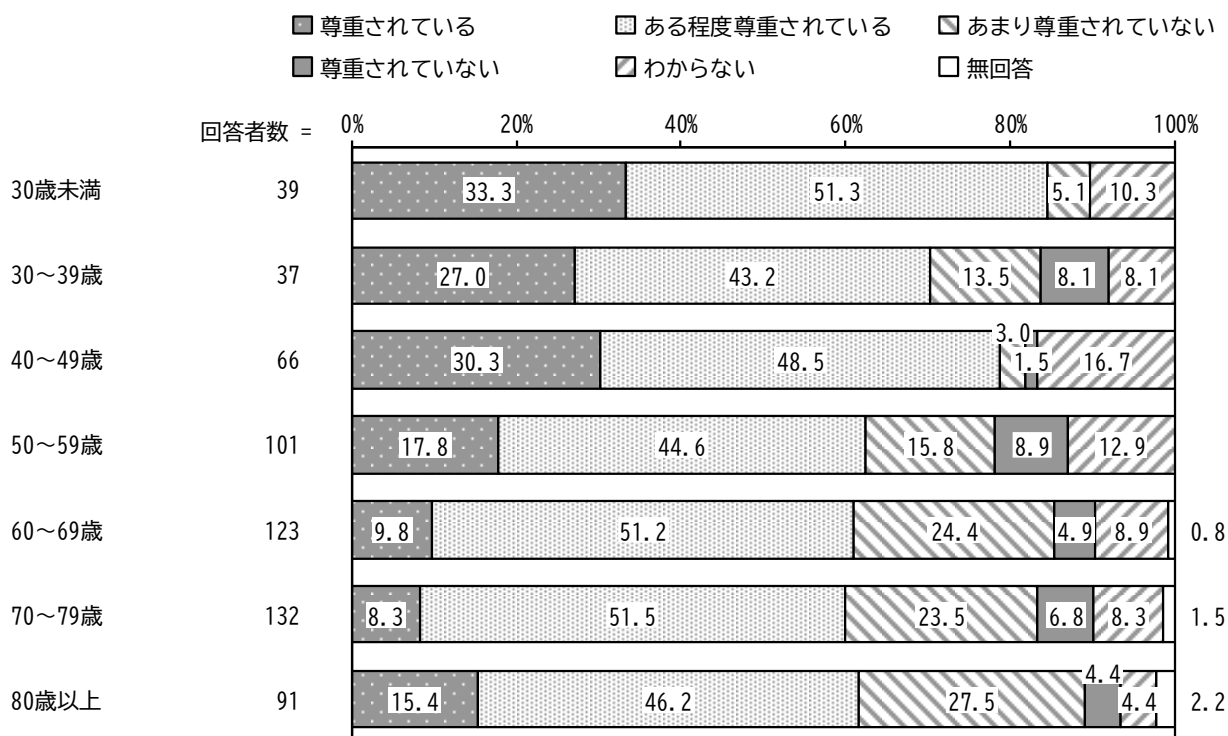
市民意識調査結果の前回調査との比較では、

- ①「高齢者に関する人権が尊重されていると思いますか」及び②「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ないと思いますか」の両方とも、大きな変化はみられませんでした。ただし、年代別にみると①②とも年代が低い場合は、「高齢者の人権が尊重されている」割合が高く、年代が高くなるにつれ割合が低くなる傾向にあり、年代間での意識の違いが示されています。前回調査から変化がみられなかったことから、これまでの啓発等の内容について検証する必要があります。また、各年代に沿った啓発等が必要になります。

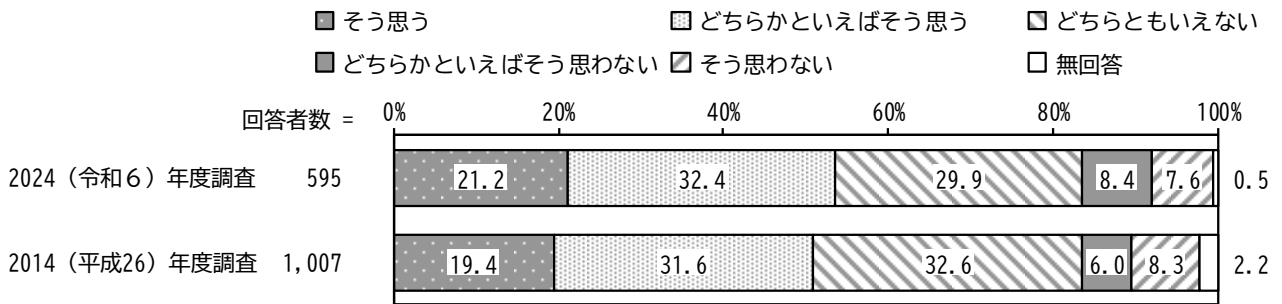
【図表17 あなたは、高齢者の人権が尊重されていると思いますか】



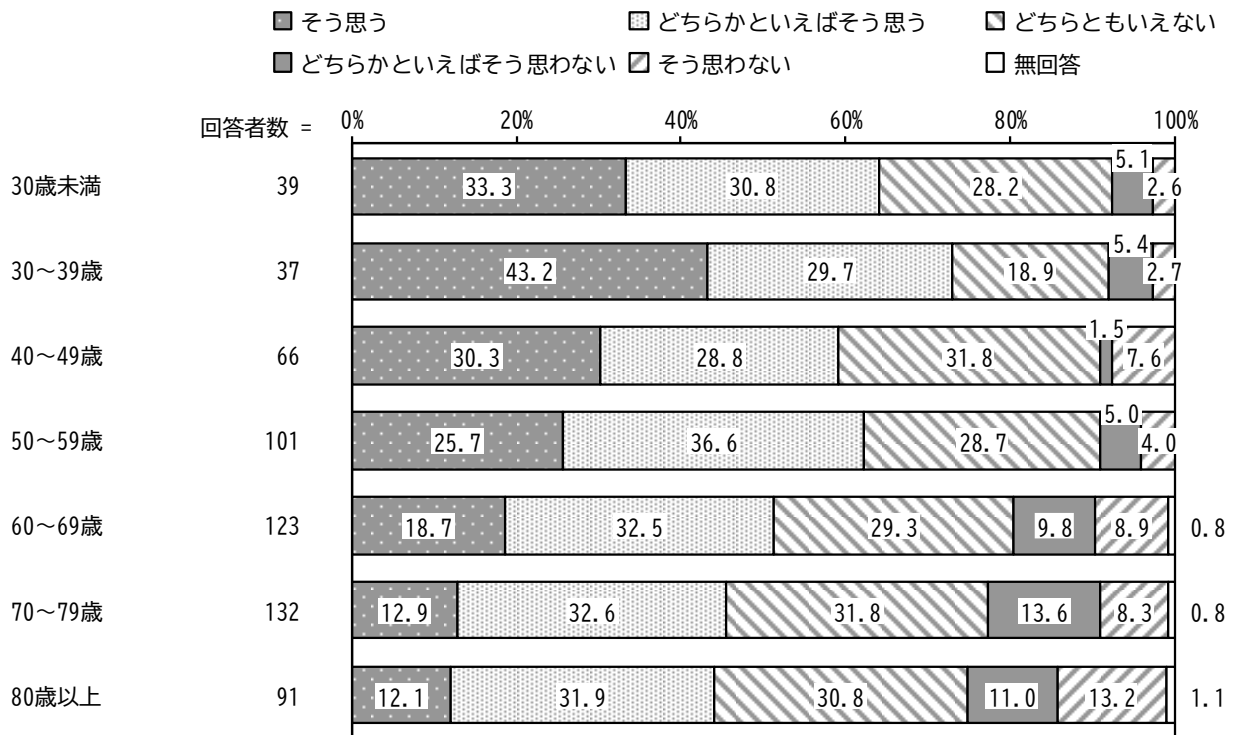
【図表18 あなたは、高齢者の人権が尊重されていると思いますか】〔年代別〕



【図表19 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない】



【図表20 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない】〔年代別〕



高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権教育・啓発の取組を推進するとともに、高齢者に対する悪徳商法や詐欺防止に向けた相談窓口の設置、経済的支援、日常生活を支える支援の充実を図る必要があります。また、認知症への正しい理解を広げるとともに、関係機関や地域住民、地域団体等と連携し地域全体で見守り支える体制づくりが必要です。

さらに、高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取組が必要です。

【今後の取組の方向】

1 地域共生社会を見据えた地域づくり

① 高齢者が地域社会で活躍できる仕組みづくり

- ・高齢者がそれぞれの特技や経験を活かしながら社会参加を行い、健康で生きがいのある日常生活を送れるよう、多世代共生の居場所づくりを支援します。

2 地域における認知症との共生

① 認知症に関する正しい理解の普及・啓発

- ・認知症の人やその家族が地域で孤立することのないよう、認知症に対する正しい理解について普及・啓発を推進します。

② 認知症アクションアライアンス*の推進

- ・認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人や家族の意思を尊重しながら、地域住民、企業・団体、医療福祉関係者等の連携体制を構築します。

3 地域ネットワークの充実

① 地域における包括的な支援の充実

- ・高齢者やその家族を取り巻くさまざまな相談や地域課題の解決に向け、地域包括支援センターの相談支援体制をより一層強化するとともに、多職種連携による支援を推進します。

② 権利擁護の推進

- ・高齢者の人権が尊重され、権利が守られるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護体制の充実を図るとともに、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応につなげるため、介護施設従事者、親族、地域住民等への教育・啓発を推進します。

4 高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発

- ・高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

*介護保険制度

1997（平成9）年制定の介護保険法に拠り、国民の共同連帯の理念に基づき、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもの。2000（平成12）年から実施。

*宇治市障害者・高齢者権利擁護センター

障害者生活支援センターや地域包括支援センター等に寄せられる権利擁護にかかる相談のうち、困難事例等に対応する二次相談窓口。

*成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利を守るために、後見人等を選任することで本人を法的に支援する制度。

*アライアンス

英語で「同盟」や「縁組み」を指す言葉。

*認知症アクションアライアンス

まちぐるみで認知症の人を支えるネットワークを構築し、医療・福祉・介護といった専門的分野だけでなく、生活に関わるすべての分野でも認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできることを考え、自ら行動（アクション）しようという取組のこと。

5 障害のある人

【現状と課題】

1975（昭和50）年の第30回国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択され、その第3条の中で「障害者は、人間としての尊厳が尊重される、生まれながらの権利を有し、その障害の原因等にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。」とうたい、障害者の基本的人権が明確に示されました。

「障害者基本法」では、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「障害者基本計画」を策定することとされており、国は同計画に基づき具体的な取組を推進しています。

国際的な動向としては、2006（平成18）年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、および監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。同条約の批准にあたり、国は障害者基本法を改正し、障害者の定義の見直し等を行うとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記しています。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」等さまざまな法整備が行われています。

その後、この基本原則を具体化するため、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）」が施行され、さらに2024（令和6）年4月に事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法の改正法」が施行されました。加えて、国は同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示しています。

また、京都府では、2015（平成27）年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」を全面施行し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通じた共生社会の実現を目指しています。

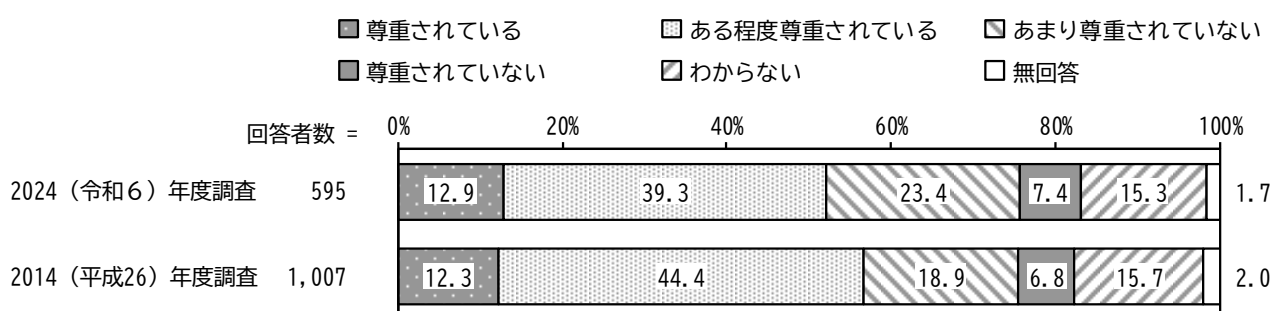
こういった国や京都府の動向を踏まえ、本市では、2024（令和6）年3月に「第3期宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、第1期、第2期計画の理念をより発展的・普遍的に継承したうえで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）の実現を目指すことを基本理念とし、障害者施策を総合的かつ計画的に行っています。

障害のある人や支援する家族等の高齢化が進む中、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、相談支援体制の充実や障害福祉サービス*の提供体制の整備等、日常生活を支えることができる体制を整備する必要があり、障害のある人を支える家族への支援や、市民一人ひとりへの障害に対する正しい理解の広報・啓発を推進していく必要があります。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

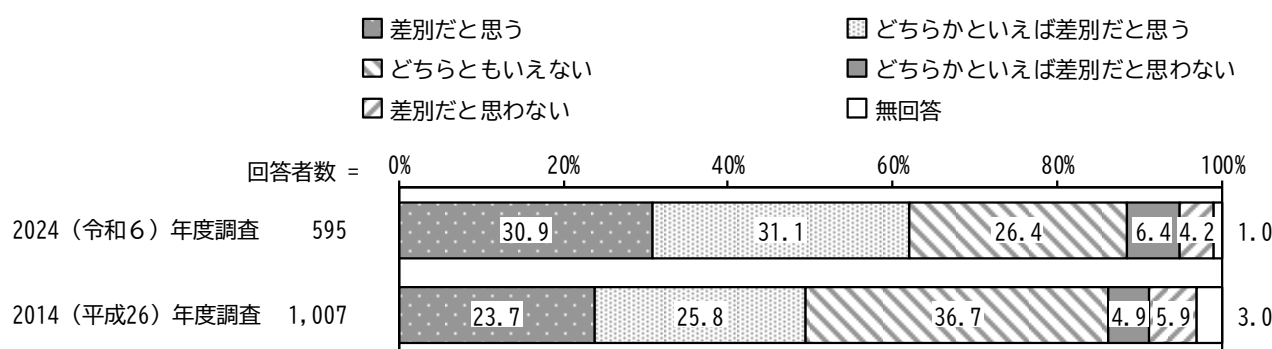
- ①「障害のある人に関する人権が尊重されていると思いますか」について、“尊重されている”が4.5ポイント減少し、“尊重されていない”が5.1ポイント増加しています。

【図表2-1 あなたは、障害のある人の人権が尊重されていると思いますか】



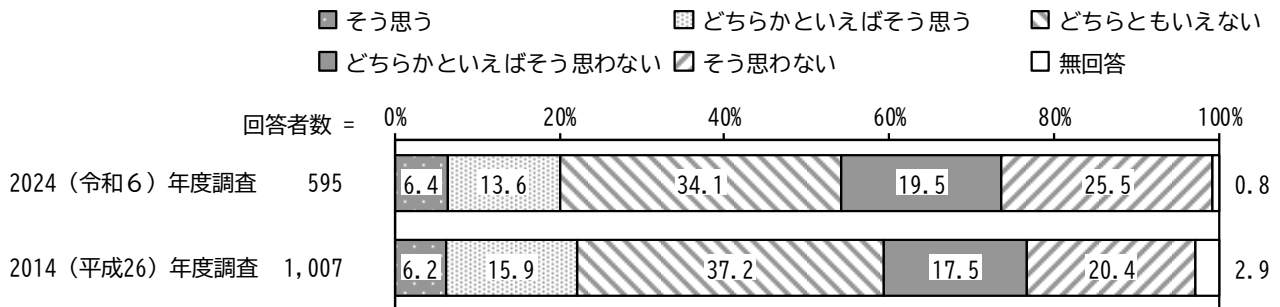
- ②「自宅近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、建設に反対した」について、“差別だと思う”が12.5ポイント増加し、“どちらともいえない”が10.3ポイント減少しています。中立的な意見が減少し、障害者の人権を尊重する意見が増加しています。

【図表2-2 自宅近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した】



③「企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない」について“そう思う”が、2.1ポイント減少、“そう思わない”が、7.1ポイント増加しています。

【図表23 企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない】

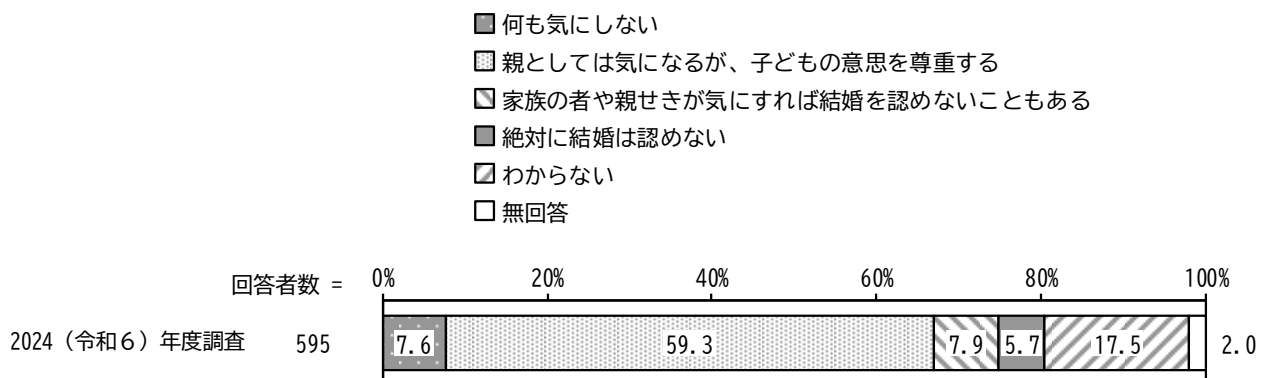


②③は前回調査から意識が向上していますが、①では意識が後退している結果となっており、この分野の啓発の難しさがうかがえます。

また、今回の調査で新しく設定した項目では

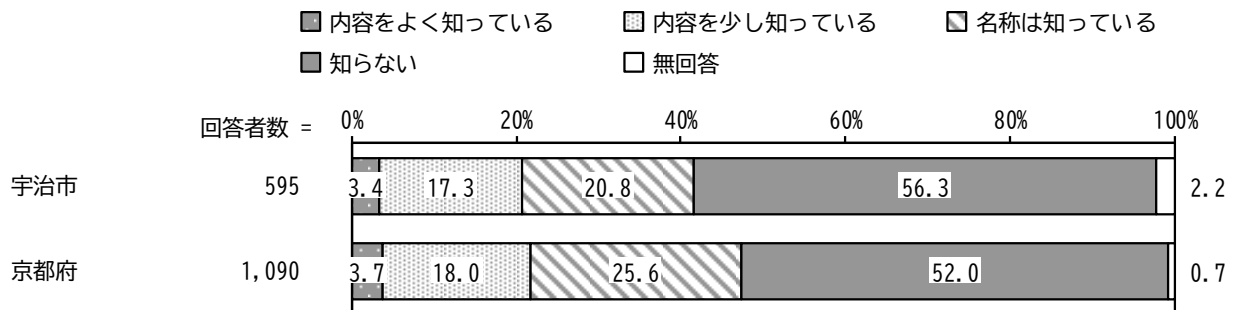
④「仮にあなたにお子さんがいた時、お子さんの結婚しようとする相手が障害のある人の場合あなたはどうしますか」について、「何も気にしない」「親としては気になるが、子どもの意思を尊重する」を合わせた“結婚を認める”が66.9%と全体の約2/3となっています。しかし「家族の者や親せきが気にすれば結婚を認めないこともある」「絶対に結婚は認めない」を合わせた“結婚を認めない”も13.6%あることから、結婚の自由について当事者の人権が守られる啓発が必要です。

【図表24 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が障害のある人であった場合、あなたはどのように思いますか】



⑤2016（平成28）年に施行された障害者差別解消法について、「知らない」が56.3%と最も高くなっており、学習する機会が不足していることがうかがえます。

【図表25 あなたは、2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

障害のある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障害のある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障害のある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障害のある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が欠かせません。

また、障害のある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、就労支援等が必要です。

【今後の取組の方向】

1 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

- ① 障害のある人の参画を伴う、障害のある人の人権への理解を深める啓発活動の推進
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人と障害のない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

2 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

- ① 障害者虐待の防止、権利擁護に関する広報・啓発及び取組の推進
- ・ 障害のある人や、求められる配慮等に関する理解促進のため、さまざまな機会を捉えて広報・啓発活動を実施するとともに、障害者虐待の防止の取組を推進します。
- また、「親亡き後」等、本人の意思決定や生活を支援する親族等がない状況でも、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の制度周知及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。

- ② 合理的配慮の提供の徹底等について必要な取組の推進
 - ・ 障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底する等、障害を理由とする差別の解消に向けて取組を推進します。
- ③ 障害者差別解消法等の意義や趣旨等の広報・啓発の推進
 - ・ 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い市民の理解を深めるため、宇治市を中心に関係機関、事業者、障害者団体等と連携し、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。

3 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

- ① インクルーシブ*教育の推進
 - ・ 障害のある児童一人ひとりの状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある児童も障害のない児童も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取組やその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育を推進します。
- ② 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・ 障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めるとともに、市の主催する各種講座や教室の全般について、障害のある人が利用しやすい運営に努め、学習活動の充実に努めます。

*障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたもの。2016（平成28）年4月施行。事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付ける等の改正法が2024（令和6）年4月施行。

*障害福祉サービス

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

*インクルーシブ

英語で「包括的」や「包み込む」を指す言葉。

6 外国人

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するとともに、「多様な文化や価値観を認め合い、支え合う国際社会」の実現に向けて、外国人の人権についての正しい理解と認識を広げるとともに、市民間の交流や、多様な文化や価値観への相互理解を促すための人権教育・啓発や国際交流・多文化共生を積極的に推進しています。

国際化が進展する中で、外国から日本に来る人の数は年々増加しています。本市における外国人登録者数は2024（令和6）年12月末現在で3,832人であり、2014（平成26）年12月末の2,614人と比べて約1.5倍に増加しています。戦前戦後の歴史的経過から在日韓国・朝鮮の人が数多く生活している従来からの状況に加え、近年ではベトナム、インドネシア、ネパールなどからの転入者が増えています。

こうした中で、言葉や生活習慣等の違いやお互いの理解不足から、住居、教育、就労、地域交流等日常生活を送る上でさまざまな問題が発生しています。

本市では、こうした問題に対応するため、広報媒体における多言語対応や、窓口での円滑なコミュニケーションの向上、地域の日本語教室や学校における支援など、外国人住民の方々の日常生活等に対する様々な取組を実施しています。

また、近年、特定の民族や地域出身等の属性に該当する人を地域社会から排斥する趣旨の差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われ、社会問題化するようになりました。

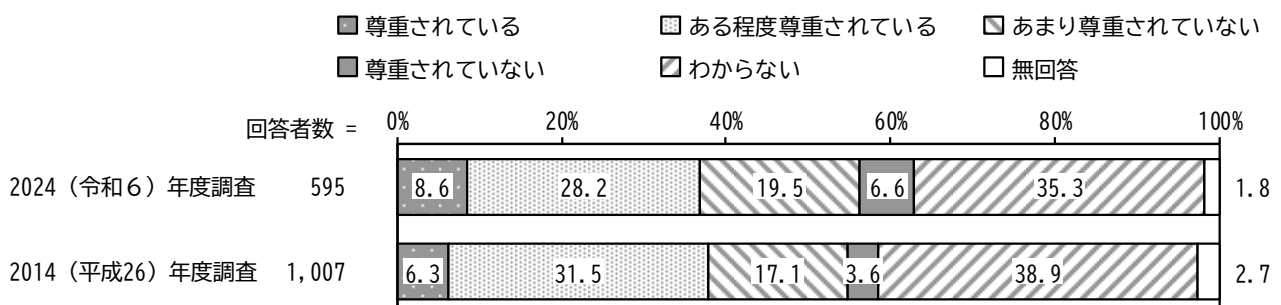
特に本市には、過去にヘイトスピーチやヘイトクライム*の被害にあったウトロ地区があります。

2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*）」が施行されました。本市においても、2019（平成31）年3月より「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン*」の運用を開始し、「人を排斥し、誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許されない」という認識の下で、その発生防止に努めています。

市民意識調査結果の前回調査等との比較では、

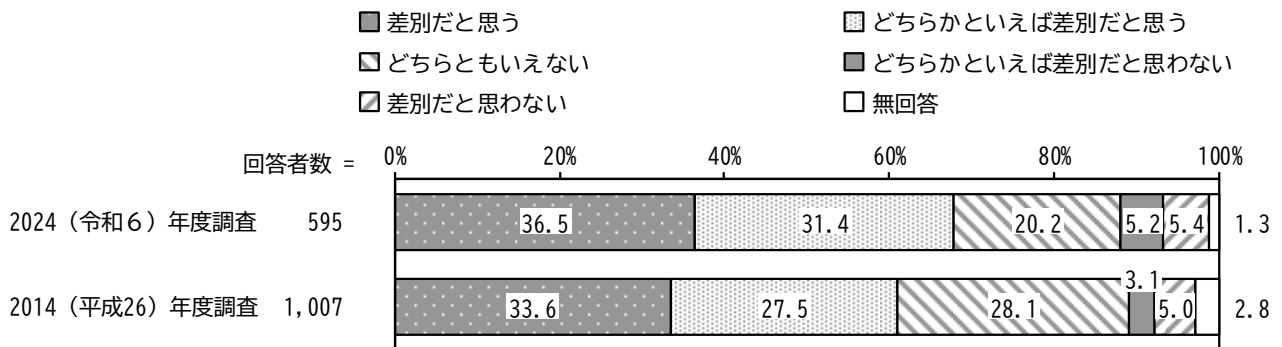
- ①「外国人に関する人権が尊重されていると思いますか」について、「尊重されている」が1.0ポイントの減少、「尊重されていない」が5.4ポイント増加しています。

【図表26 あなたは、外国人の人権が尊重されていると思いますか】



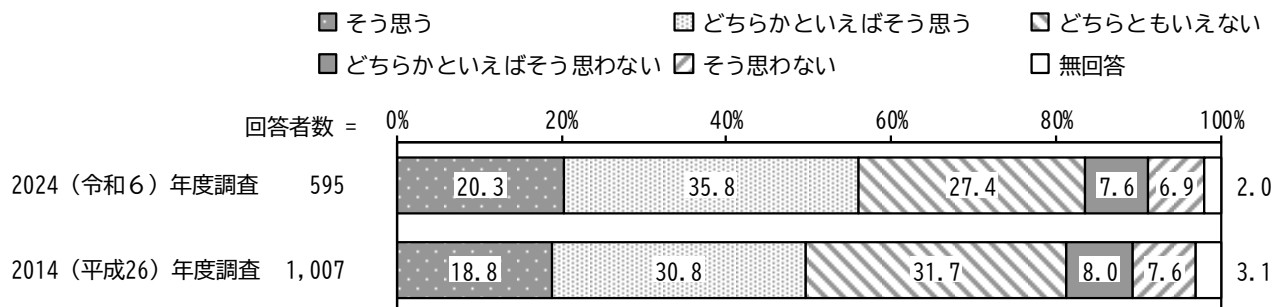
② 「外国人であることを理由に賃貸マンションへの入居を断られた」では“差別だと思う”が6.8ポイント増加し、「どちらともいえない」が7.9ポイント減少しています。中立的な意見が減少し、外国人の人権を尊重する意見が増加しています。

【図表27 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた】



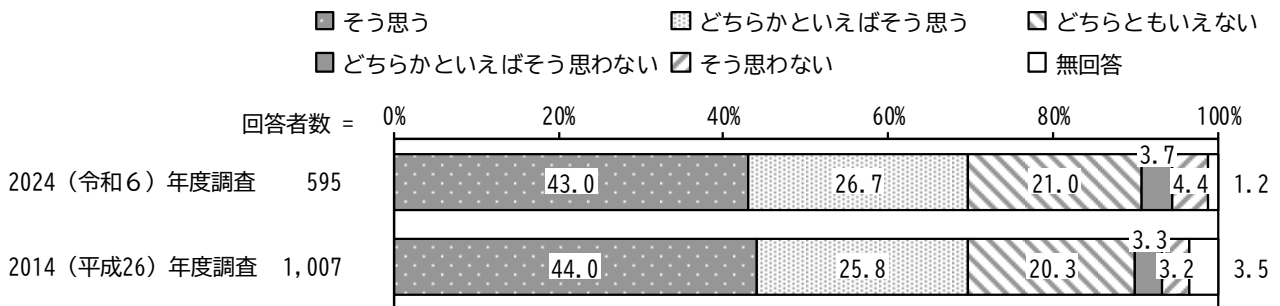
③ 「日本に住む外国人はできるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきである」について、“そう思う”が、6.5ポイント増加、“そう思わない”が、1.1ポイント減少しています。

【図表28 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきである】



- ④ 「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」について、大きな変化はみられませんでした。

【図表29 外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない】

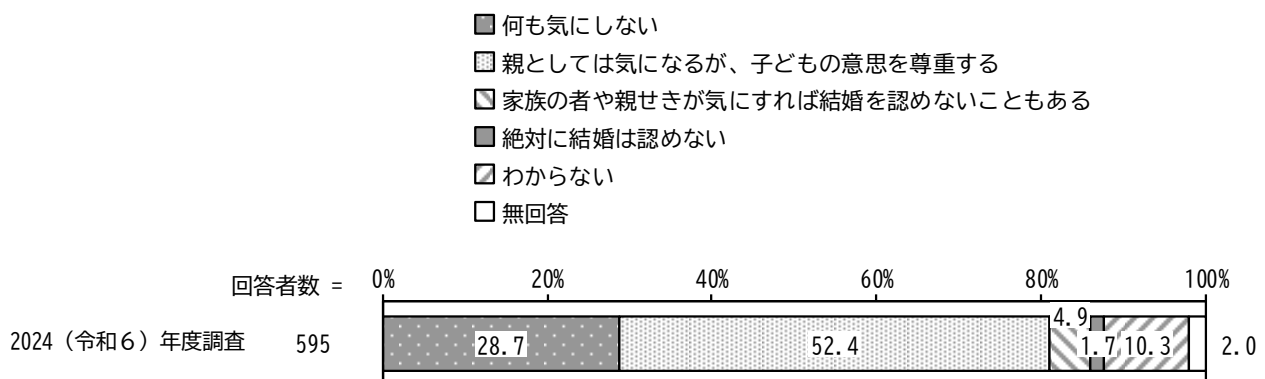


調査結果の比較からは、外国人の人権に対する意識の向上がみられる一方で、質問項目によって好転の方向にも後退の方向にも見てとれ、異なる文化や考えを持つ外国人への理解がまだ不十分であるとも考えられ、これまで以上に外国人の人権を尊重する教育・啓発が必要になります。

また、今回の調査で新しく設定した項目では、

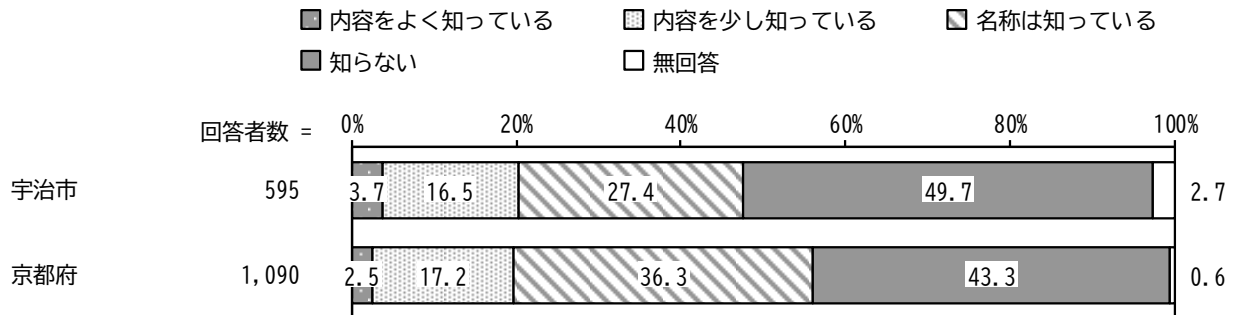
- ⑤ 「仮にあなたにお子さんがいた時、お子さんの結婚しようとする相手が外国人の場合あなたはどのようにしますか」について、「結婚を認める」が81.1%と8割を超え、比較的結婚への抵抗感は少ないと思われます。

【図表30 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が外国人であった場合、あなたはどのように思いますか】



- ⑥ 2016（平成28）年に施行されたハイトスピーチ解消法について、「知らない」が49.7%と最も高くなっています。①のハイトスピーチへの考え方に大きな変化がなかったことと合わせて、この法律の趣旨について学習する機会が不足していることがうかがえます。

【図表3-1 あなたは、2016（平成28）年に施行された「ハイトスピーチ解消法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を一層推進し、外国人固有のニーズや事情について理解が進むよう教育・啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進していく必要があります。

グローバル化の進展により、外国人をはじめ全ての人が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。

【今後の取組の方向】

1 外国人の人権への理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すための啓発

- ・外国人を含め、すべての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う多文化共生社会の実現を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、外国人への理解を深めるための啓発を推進します。

2 異文化を尊重する意識等を醸成するための教育の充実

- ・学校教育活動全体を通じて広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を醸成するための教育の充実を図ります。
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組みます。

3 ハイトスピーチは許されないという理解を促進するための啓発の推進

- ・人を排斥し、誹謗中傷するようなハイトスピーチは決して許されるものではありません。ハイトスピーチ解消法の趣旨をはじめ、外国人差別やハイトスピーチはあってはならないとの理解を促進するための啓発を推進します。

4 先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究、教員・社会教育担当者等への情報周知

- ・人権教育に当たっては、先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究や、教員・社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行う等して、地域や学校における取組を推進します。

*ハイトクライム

特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪意識に基づく犯罪行為。

*ハイトスピーチ解消法

本邦外出身者（専ら、本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者、又はその子孫であって、適法に居住するもの）に対するハイトスピーチの解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策の推進を目的としたもの。2016（平成28）年6月施行。

*宇治市公の施設等におけるハイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン

宇治市の公の施設等においてハイトスピーチが行われることを防止するため、各施設の設置・管理条例等に基づく使用制限規定の適用の、解釈・運用の際に拠るべき基準。2019（平成31）年3月施行。

7 感染症・ハンセン病患者等

【現状と課題】

さまざまな感染症や難病等の病気を抱えて暮らしている方やその家族は、病気に対する誤った知識や理解不足による差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

とりわけ、以下に示した感染症等については、次のような現状や課題があり、京都府や関係機関等と連携しながら偏見や差別の解消に向けて取り組んでいます。

① エイズ・H I V*感染者

新規エイズ患者・H I V感染者報告数は減少傾向にあるものの現在も年間で1,000名程度で推移しており、20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってH I V感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）*では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者、H I V感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

本市においても、エイズ患者、H I V感染者、その他の感染症患者に対する偏見や差別をなくすため、ポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、正しい知識の普及啓発に努めています。

② ハンセン病

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001（平成13）年に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996（平成8）年に廃止された後も2003（平成15）年にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じる等、未だに根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009（平成21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。

さらに、2019（令和元）年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者の家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

③ 肝炎ウイルス感染者等

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものです。これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するもので、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないことや血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐこと等が重要ですが、これら以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感染することはありません。しかし、肝炎ウイルスに関する理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくありません。

肝炎については、2010（平成22）年に「肝炎対策基本法」が施行され、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められているほか、同法に基づき策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められています。

感染者や患者に対する偏見や差別をなくすためには、幅広い世代を対象に肝炎についての正しい知識の普及と感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するための啓発が重要です。

④ 新型インフルエンザ等の感染者等

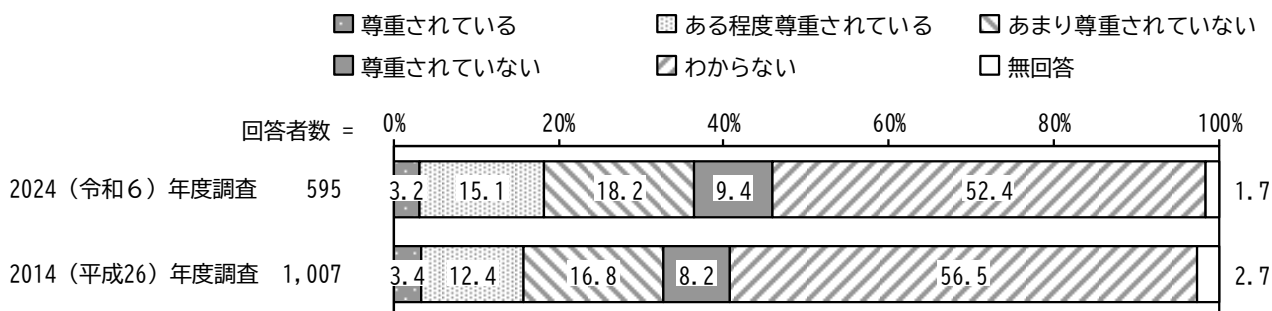
これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。とりわけ新型コロナウイルス感染症については、国民の生命、健康が脅かされ、国民生活や社会経済活動は大きく影響を受けることとなりましたが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷、また営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難等の行為も深刻な人権問題となりました。新興感染症等に基づく偏見や差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題です。

こうした状況を踏まえ、2021（令和3）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定が設けられたほか、2024（令和6）年には同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げられました。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

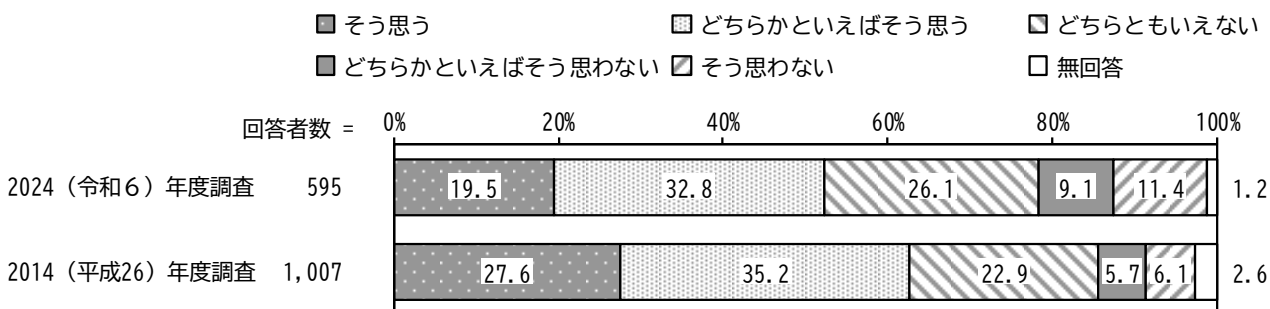
- ①「エイズ、ハンセン病患者等の人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化は見られず、依然として「わからない」が5割以上を占めており、正しい知識や情報が不足していることがうかがえます。

【図表32 あなたは、エイズ、ハンセン病患者等の人権が尊重されていると思いますか】



- ②「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護等が制限される場合があってもやむを得ないと思いますか」について、“そう思う”が10.5ポイント減少し、“そう思わない”8.7ポイント増加しており、意識の向上がうかがえます。

【図表33 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護等が制限される場合があってもやむを得ない】



エイズやハンセン病をはじめとする感染症については、病気に対する知識不足による偏見や差別が少なくないことから、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が必要であるとともに、感染病患者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。

【今後の取組の方向】

- 1 エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくす教育・啓発活動の推進
 - ・エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者に対する正しい知識の普及と情報の提供を行うとともに、差別や偏見をなくすための教育・啓発活動を推進します。
 - ・エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進します。

- 2 エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりの推進
 - ・エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者の生活の質の向上を図り、保健・医療等との連携を強化する中で、尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取組を京都府と連携しながら推進します。

- 3 肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発
 - ・肝炎に関する啓発資料の配布、各種の広報活動を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

- 4 新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等をなくすための啓発
 - ・感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

*HIV

ヒト免疫不全ウイルス。HIVに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態をエイズという。

*世界保健機関（WHO）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。

8 犯罪被害者及びその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職等による経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷等の過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による過剰な取材や報道によるストレス・不快感等、被害後に生じる二次的被害に苦しめられる等の問題があります。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005（平成17）年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行される等、関連法の整備が進められています。

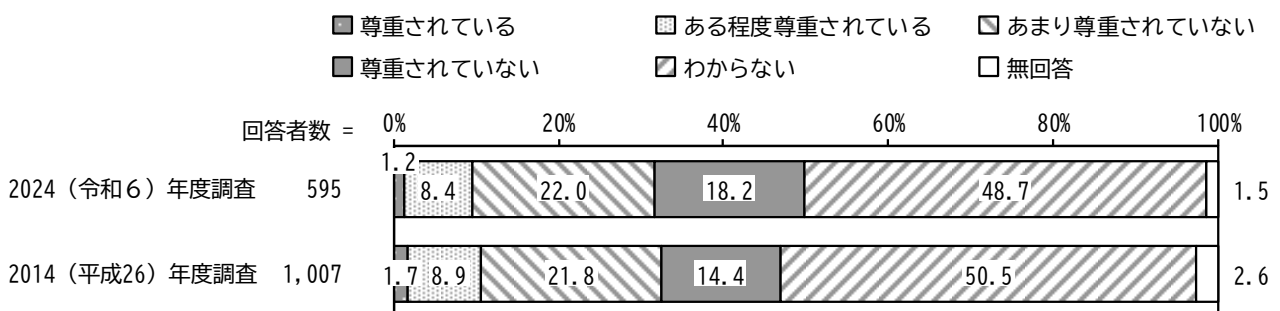
また、国は、不幸にして犯罪被害に遭われた被害者やその家族に対して、被害による精神的、経済的な負担の軽減を目的とした犯罪被害給付制度に基づく給付金の支給を行っています。

なお、本市では、2010（平成22）年4月に「宇治市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害にかかる相談窓口の設置や見舞金の支給等を行い、犯罪被害者等を支援する取組を推進しています。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、「犯罪被害者とその家族の人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化は見られず、依然として「わからない」が5割近くを占めており、知識の不足がうかがえます。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、今後も、国、府、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、犯罪被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者支援のための教育・啓発を推進していくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に於ける相談体制を充実していく必要があります。そして、犯罪被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める教育・啓発活動が必要です。

【図表3-4 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権が尊重されていると思いますか】



【今後の取組の方向】

1 京都府や関係機関との連携による犯罪被害者等に対する支援制度の周知

- ・犯罪被害者等に対する本市の支援制度をはじめ、京都府、関係機関と連携を図りながら、周知を図ります。

2 「犯罪被害者週間」等の機会による犯罪被害者等の状況等への市民理解の促進

- ・「犯罪被害者週間」（11月25日から12月1日まで）等さまざまな機会を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況等への市民理解の促進を図ります。

9 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の当事者は、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関して理解が進んでいないこともあり、社会のさまざまな場面で偏見や差別に直面したり、そうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができない等の生きづらさを感じることがあります。

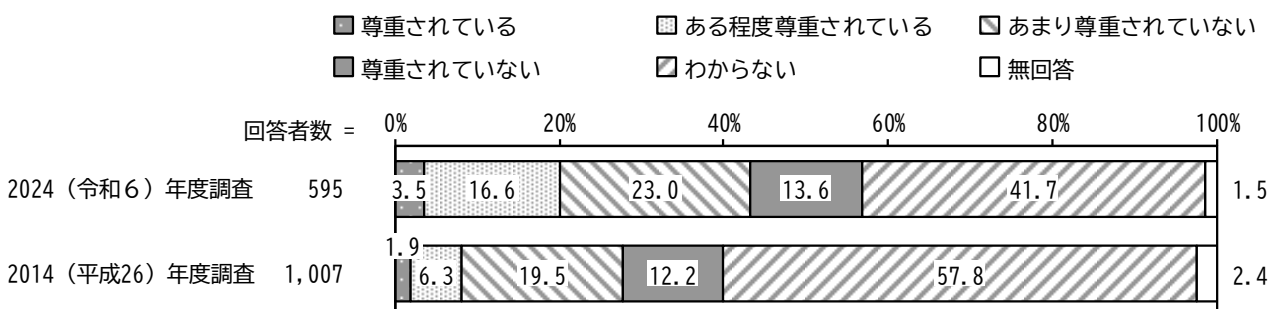
2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになり、また、学校に対しては、国から性同一性障害等の児童・生徒への配慮等を求める通知がされています。

2023（令和5）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法*）」が施行されました。国、地方公共団体、事業主等に対し、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、さまざまな理解の増進を推進する役割が定められています。

市民意識調査結果では、

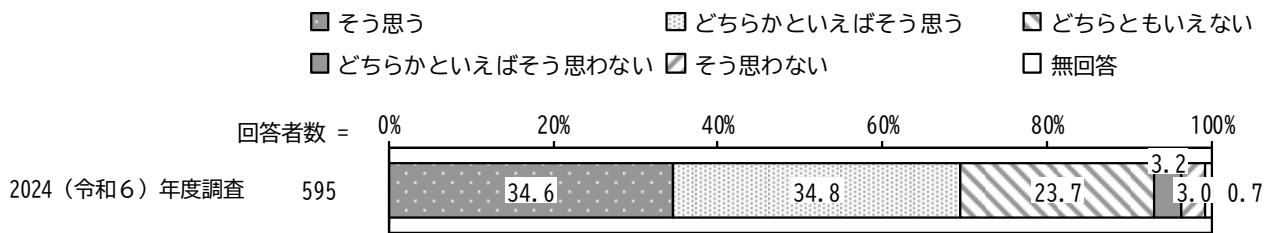
- ① 前回の調査結果と比較して「LGBT*等、性的少数者の人権が尊重されていると思いますか」について、「わからない」が16.1ポイント減少し、“尊重されている”が11.9ポイント増加していることから認識の広がりが見てとれます。

【図表35 あなたは、LGBT等、性的少数者の人権が尊重されていると思いますか】



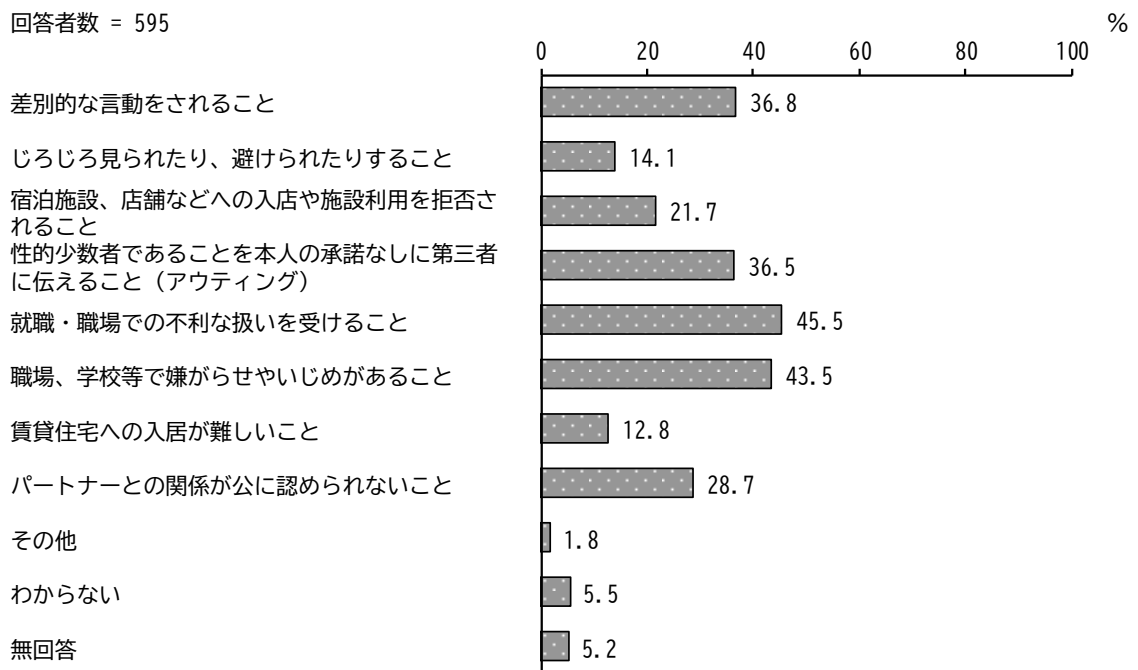
- ② 「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」について“そう思う”が69.4%と7割近くを占めており問題意識の高さがうかがえます。

【図表36 LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である】



- ③ 「LGBT等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか」について、「就職・職場での不利な扱いを受けること」が45.5%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が43.5%、「差別的な言動をされること」が36.8%となっており、年代別にみると、30歳未満では「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が、30～39歳では「パートナーとの関係が公に認められないこと」が高くなっています。

【図表37 LGBT等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか】



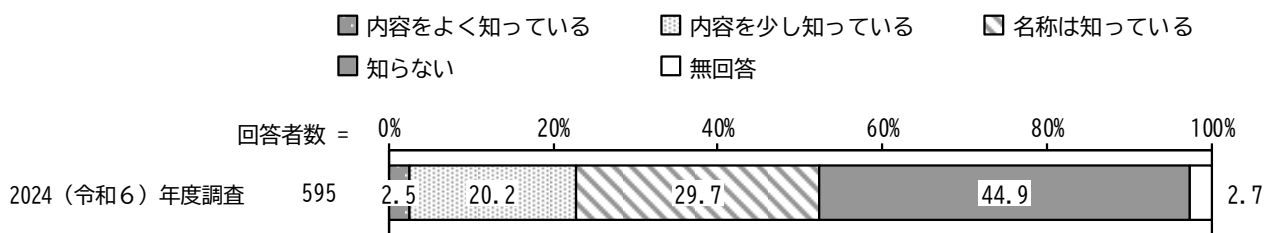
【図表38 L G B T等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか】〔年代別〕

単位：％

区分	回答者数(件)	差別的な言動をされること	けじめがつけられなかったり、避けられたいこと	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)	性的少数者であること(アイデンティティ)を伝えること(アウトリーチ)
全体	595	36.8	14.1	21.7	36.5	45.5	43.5	12.8	28.7	1.8	5.5	5.2	
30歳未満	39	48.7	15.4	25.6	17.9	41.0	61.5	7.7	23.1	7.7	2.6	2.6	
30～39歳	37	37.8	8.1	16.2	40.5	29.7	37.8	18.9	45.9	2.7	5.4	2.7	
40～49歳	66	31.8	15.2	25.8	39.4	50.0	42.4	10.6	34.8	1.5	3.0	4.5	
50～59歳	101	35.6	12.9	16.8	32.7	51.5	44.6	16.8	30.7	3.0	4.0	5.9	
60～69歳	123	42.3	15.4	22.8	42.3	43.9	39.0	9.8	26.8	0.8	4.1	6.5	
70～79歳	132	30.3	14.4	16.7	43.2	50.0	47.7	12.9	27.3	0.8	6.8	4.5	
80歳以上	91	38.5	13.2	28.6	26.4	38.5	37.4	14.3	23.1	1.1	11.0	6.6	

④「2023（令和5）年に施行されたL G B T理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）を知っていますか」については、「知らない」が44.9%と最も高くなっています。

【図表39 あなたは、2023（令和5）年に施行されたL G B T理解増進法を知っていますか】



L G B T等をはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する意識については一部醸成されているものもありますが、依然として偏見や差別的な言動がある等、解決すべき社会的な課題も存在しています。性的指向・性自認（性同一性）に関わらず誰もが暮らしやすい社会を目指すために、引き続き、性に多様性があることへの理解を深める教育・啓発を推進する必要があります。

【今後の取組の方向】

1 性の多様性についての啓発の推進

- ・性に多様性があることへの市民の理解を深め、性的指向・性自認（性同一性）に関わらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならず、L G B T理解増進法の趣旨について、広く周知を図ります。

2 教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組の推進

- ・性的マイノリティの子ども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の情報提供等の取組を推進します。

*性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

*ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

*L G B T理解増進法

国民の理解の増進に関する施策の推進により、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたもの。2023（令和5）年6月施行。

*L G B T

性的マイノリティを表す総称の一つ。Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人）の頭文字を取った略称。より包括的に「LGBTQ+」等と表現されることもある。

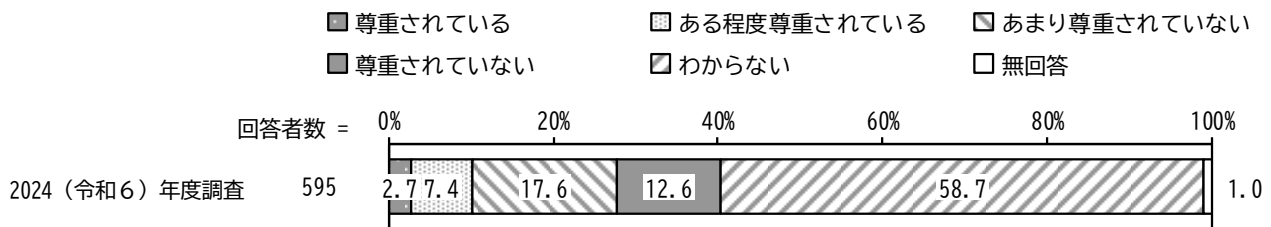
10 刑を終えて出所した人及びその家族

【現状と課題】

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

市民意識調査結果では、「刑を終えて出所した人の人権が尊重されていると思いますか」について、「わからない」が最も多くなっており、理解を深めるための啓発活動の必要性が示されています。

【図表40 あなたは、刑を終えて出所した人の人権が尊重されていると思いますか】



また、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別の問題もあります。

【今後の取組の方向】

1 罪を犯した人等の再犯の防止等について、市民の関心と理解を深める事業の推進

- ・保護司*会等と連携し、罪等を犯した人が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となれるよう支援するとともに、その人やその家族に対しての差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。

*保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

11 さまざまな人権問題

【現状と課題】

(ホームレス)

近年の国の経済情勢、雇用情勢を反映し、さまざまな原因によりホームレスになることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。その多くの方は、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

本市においては、要保護状態にある人について生活保護法を適用し、入院をはじめ入院外を含めた医療扶助の適用や住居の確保、日常生活の保障を行ってきました。ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう住宅、就労、医療等さまざまな支援が必要であり、2002（平成14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき関係団体が連携・協力しながら、ホームレスの自立支援に努めてきました。

また、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を支援し、自立を促進することを目的とした「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年に施行されています。ホームレス対策については「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、「生活困窮者自立支援法」等により自立支援を推進します。

(アイヌの人々)

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場等でアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制される等して、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。また、今もなお、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において差別や偏見が存在しています。

2019（平成31）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が施行されました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々の民族としての誇りや先住性を尊重し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるため、知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

(非嫡出子)

非嫡出子*の相続分は、従来は嫡出子の半分とされてきましたが、2013（平成25）年に民法が改正され、嫡出子と同等の取り扱いになりました。また、非嫡出子であることが戸籍上の続柄の記載で明らかになり、就職や結婚等で不利な取り扱いを受ける例やプライバシーの侵害になるとの指摘があり、2004（平成16）年に戸籍法施行規則が改正され、嫡出子と同様の記載に変更されています。

非嫡出子であることを理由に、差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

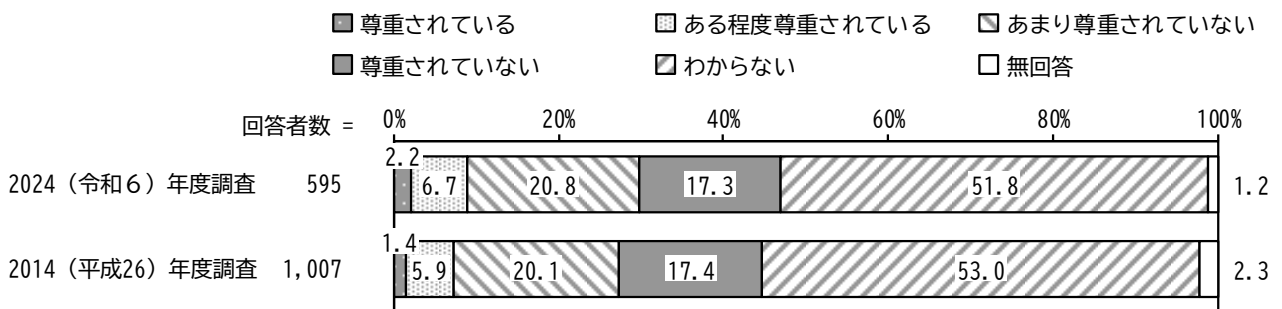
(北朝鮮当局によって拉致された被害者等)

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取組が行われています。2006（平成18）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

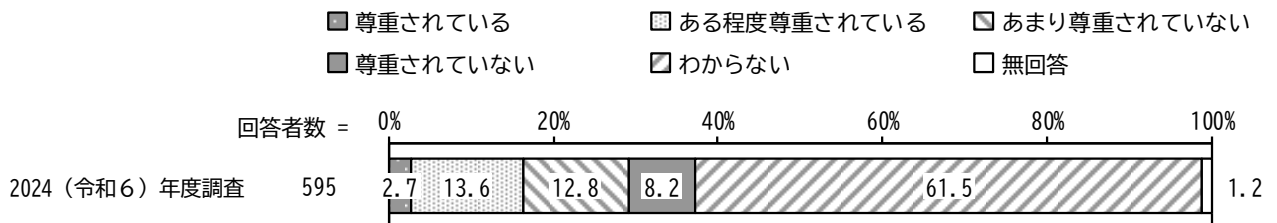
市民意識調査結果では、「ホームレスの人権が尊重されていると思いますか」、「アイヌの人々の人権が尊重されていると思いますか」、「北朝鮮による拉致被害者の人権が尊重されていると思いますか」の各問いについて、いずれも「わからない」が最も多くなっており、市民が関心と正しい認識を持ち、理解を深めるための啓発活動の必要性が示されています。

私たちが暮らす社会には多様な人権問題が存在しますが、自分に身近なことや関係が深いことでなければ関心は薄いと考えられます。今後は、さまざまな人権問題について“自分ごと”として捉え、お互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要です。

【図表4-1 あなたは、ホームレスの人権が尊重されていると思いますか】

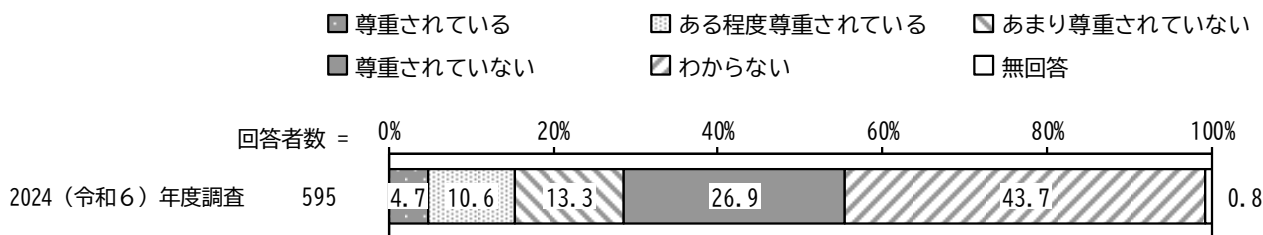


【図表4-2 あなたは、アイヌの人々の人権が尊重されていると思いますか】



*非嫡出子
法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子のこと。

【図表43 あなたは、北朝鮮による拉致被害者の人権が尊重されていると思いますか】



【今後の取組の方向】

(ホームレス)

1 生活保護法の適用による自立の助長、新たなホームレスになることの防止、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決

- ・速やかに生活保護法を適用し、積極的に自立の助長を促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られるよう取り組みます。

2 生活困窮者自立支援制度の運用によるホームレス等の生活困窮者の自立支援

- ・ホームレス対策については、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

(アイヌの人々)

3 アイヌの人々に対する理解を深める啓発の推進

- ・民族としての誇りや先住性を尊重し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるため、啓発等の推進に努めます。

(非嫡出子)

4 差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けない啓発の推進

- ・非嫡出子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けないよう啓発の推進に努めます。

(北朝鮮当局によって拉致された被害者等)

5 拉致問題等について、市民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施等

- ・拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であることから、市民の関心と認識を深めるよう啓発の推進に努めます。

【その他の人権問題】

人権問題は、社会情勢の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものと考えられます。このため、常に人権を取り巻く状況に留意し、前述の類型に該当しないさまざまな人権問題に対しては、本計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行います。

2. 課題横断的な人権課題に対する取組

社会情勢の変化等により、さまざまな人権課題に複合的に関係する事象が顕在化してきたことに伴い、以下の項目を「課題横断的な人権課題」として位置付けました。

1 インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

インターネット*が普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォン等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。近年では、情報の拡散力が圧倒的に高いSNS*等が登場したこともあり、問題が急速に深刻化しています。

事例として、ネットいじめ（無料通信アプリによる仲間外れや誹謗中傷、加工された画像の拡散等）、著名人に対する誹謗中傷、個人情報や名誉を傷つける情報の拡散、児童ポルノやリベンジポルノ、差別的な投稿（特定民族に対する排斥を扇動する、特定地域を同和地区であると指摘する、等）が挙げられます。

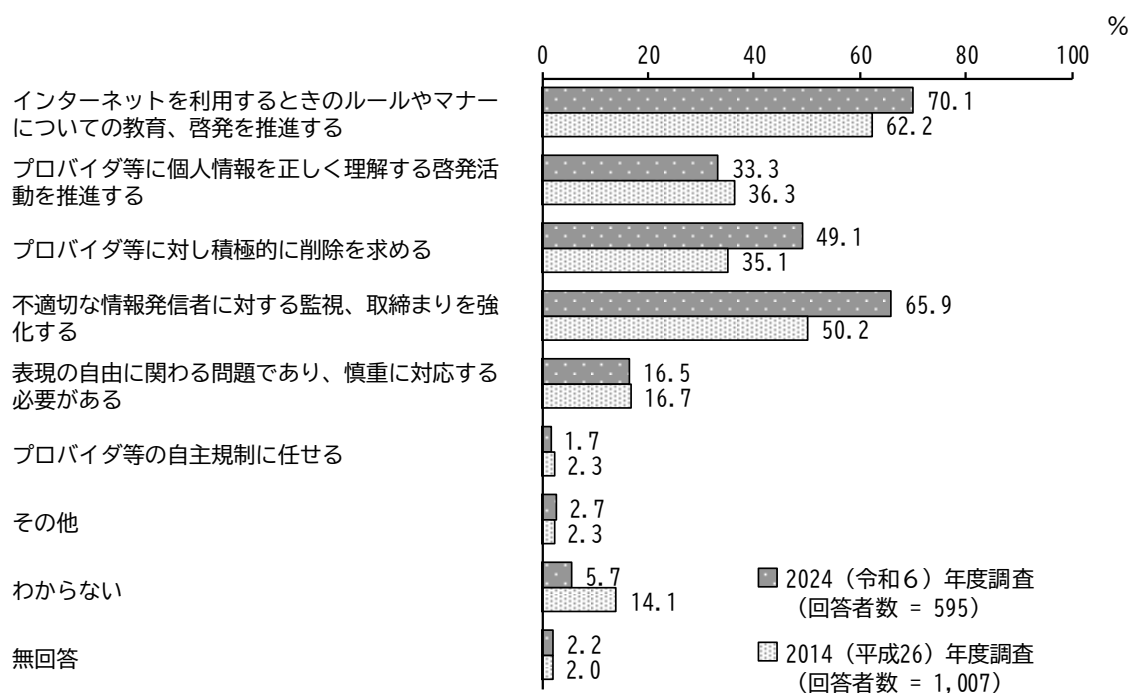
ひとたび情報がインターネット上に投稿されると、瞬時に拡散され、その削除は容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報等が不特定多数の人々に晒された結果、その人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させ、被害の回復が困難な事態に陥る危険性があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

2025（令和7）年4月には、大規模プラットフォーム事業者*に対してインターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行されました。

インターネットを通じた差別やいじめ、人権侵害、プライバシー保護に関する問題の解決に向け、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動、関連法令の周知等を行うことが必要です。そして、差別やいじめ、脅迫といった人を傷つける行為や著作権を侵害することは許されず、また、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気づくことができるよう、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための取組を一層推進していく必要があります。

市民意識調査結果では、「パソコンやスマートフォン、携帯電話等を利用したインターネット上の掲示板やSNSへの差別的な書き込み・個人情報の掲載等、インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか」について、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」の割合が70.1%と最も高く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締まりを強化する」が65.9%、「プロバイダ*等に対し積極的に削除を求める」が49.1%となっています。また、これらの項目は前回調査と比較しても割合が伸びており問題意識として定着していることがうかがえます。

【図表4.4 パソコンやスマートフォン、携帯電話等を利用したインターネット上の掲示板やSNSへの差別的な書き込み・個人情報の掲載等、インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか】



【今後の取組の方向】

1 京都府等との連携による、ライフステージに応じた教育・啓発の推進

- ① スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施
 - ・初めてスマートフォン等を手にする機会の多い小中学生の時期において、京都府や関係団体、関係事業者等と連携し、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施します。

2 インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないための、情報発信時の注意事項等についての広報・啓発

- ・インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」等の資料を活用し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を推進します。

3 あらゆる世代に対する、インターネットリテラシー*向上のための啓発活動の推進

- ・インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、子ども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進します。

4 学校における「情報モラル」を育成するための指導の実施

- ・情報発信によって他人や社会への影響があること、ネットワーク上のルールやマナーを守る必要があること、情報には誤ったものや危険なものがあること等を考える学習を小・中学校において行い、情報リテラシー、情報モラル教育の推進に努めます。

5 インターネット上の誹謗中傷等の被害者等への相談、支援の実施

- ・被害者からの人権相談に応じ、情報削除依頼について法務省や関係機関につなぎ、人権侵害状況の早期解消を図ります。

*インターネット

世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。

*SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネットを活用して、個人同士がつながり、情報を共有するためのサービスのこと。

*プラットフォーム事業者

インターネット上で、利用者や第三者が商品・サービス等の情報を掲載したり利用したりできる場(プラットフォーム)を提供、運用する事業者。多くの場合、ISPの接続の上でプラットフォームが利用される。

*プロバイダ

供給者、提供者などの意味を持つ英単語。ITの分野では、利用者にインターネット接続サービスを提供する事業者(ISP)を指す場合が多い。

*リテラシー

英語のLiteracyに由来する、ある分野に関する知識や技能を持ち、それを適切に活用できる能力のこと。

2 個人情報の保護

【現状と課題】

国においては、2003（平成15）年に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。この法律により、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることになりました。

一方、本市では、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、1999（平成11）年4月に個人情報の適正な取り扱いを定めた「宇治市個人情報保護条例」を、国よりいち早く施行しました。

しかし、条例施行直後に住民情報データ流出事件が発覚する等、本市の個人情報保護制度確立への道は平坦なものではありませんでした。

この事件から得た教訓を踏まえ、実効性のある個人情報保護制度を確立するために、本市では、先駆的な電算セキュリティシステムの導入を図るとともに、宇治市個人情報保護審議会に対し条例改正のあり方について諮問し、一年半にも及ぶ調査審議を経て、2003（平成15）年8月に、全国的に見ても厳しい罰則規定を柱にした「改正個人情報保護条例」を施行しました。

その後、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、2023（令和5）年4月から施行された改正後の「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けるとなり、「宇治市個人情報保護条例」は廃止となりました。

このような状況の中で、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め、個人のプライバシーに関する正しい理解の促進を図るための啓発や学習機会が必要です。

【今後の取組の方向】

1 適正な運用

・「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関係法令に基づき適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護を図ります。

2 教育・啓発の推進

・個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

3 身元調査（戸籍謄本不正取得等）の防止・抑止

・個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては結婚や就職等において重大な人権侵害に関わる、極めて深刻な問題であることから、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼したりすることはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて、市民等への啓発を図ります。

・身元調査等の目的で、戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその交付の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」の周知を行う等、その防止に努めます。

3 人権尊重の就労環境

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、長時間労働を前提とした働き方を見直し、テレワーク等の柔軟な働き方を普及させ、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護等個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、相手の意に反する性的言動や行為を行うセクシュアルハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメント、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティハラスメントに加え、最近では顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメント（カスハラ）も発生し、社会問題化しています。

2025（令和7）年6月には労働施策総合推進法の改正が行われ、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられました。

労働者は職場において差別、ハラスメント*等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

【今後の取組の方向】

1 ワーク・ライフ・バランスの取組

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業や事業所等に対する広報、啓発に努めます。

2 ハラスメント対策

- ・企業や事業所等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメントを防止するには、そこで働く労働者一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、京都府や関係機関と連携し、企業や事業所等に対する啓発に努めます。
- ・企業や事業者等が、そこで働く労働者をカスタマーハラスメントから守るため、組織として方針の明確化、相談体制の整備、発生防止や抑止の措置等に取り組むよう、啓発に努めます。

3 「ビジネスと人権」*の取組促進の啓発

- ・企業や事業者等がビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、社内研修の実施等人権意識の高揚を図ることができるよう啓発に取り組みます。
- ・企業や事業者等に対して人権問題に関する情報や資料の提供を行います。

*ハラスメント

相手の意に反する言動によって不快な思いをさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする行為全般のこと。

*「ビジネスと人権」

企業の事業活動と人権リスクに関する概念。特に1990年代に企業活動による国際的な人権課題が表面化し、2011（平成23）年3月、あらゆる国家及び企業に、その規模等に関わらず人権の保護・尊重への取組を促す「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で採択。日本では、2020（令和2）年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』、2022（令和4）年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、国際基準を踏まえた、企業による人権尊重への取組が促されている。他方、国の人権計画において、各企業が、それぞれ人権方針を策定し、「人権デュー・ディリジェンス」（人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように軽減するかという継続的なプロセス）を導入・実践していくこと等が期待されている。

4 自殺対策の推進

【現状と課題】

全国の自殺者数は、2012（平成24）年以降減少していましたが、2020（令和2）年以降は増加に転じています。「令和4年版自殺対策白書」（厚生労働省）によると、新型コロナウイルス感染症拡大下での精神的疲労や経済的な影響の可能性が挙げられています。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、また、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるという認識のもと、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

一方で、自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

【今後の取組の方向】

1 相談その他の支援の体制

- ・自殺未遂者や自死遺族等、生きづらさを抱える人に対して相談機関等の紹介や周知を図ります。
- ・各種相談窓口で、自殺につながるような言葉や、生活する上での困難や悩みを抱えていることがわかった場合は、専門の相談窓口や状況に応じた適切な窓口につなぎます。

2 啓発の推進

- ・悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、すべての市民が地域社会の一員として生き、支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。
- ・自殺予防週間（9月10日から16日まで）や、自殺対策強化月間（3月）等にあわせて、自殺予防に向けた啓発と相談窓口等の周知を行います。

5 災害時の配慮

【現状と課題】

一般避難所に指定されている体育館等の公共施設は、それぞれの利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人等の要配慮者の方々が長期の避難生活をする場として適していません。

2011(平成23)年の東日本大震災、2016(平成28)年の熊本・大分地震、2024(令和6)年の能登半島地震では、一般避難所をはじめ、倒壊寸前の自宅や、車中泊等で長期の避難生活を余儀なくされた要配慮者の方々が体調を崩し、健康状態や病状の悪化などにより亡くなるという災害関連死が多発しました。

このような状況を防ぐためにも、要配慮者の方々を含めたすべての被災者が安心して過ごすことのできる避難所の整備が喫緊の課題となっています。

また、東日本大震災後には原子力発電所事故に伴って、被災者に対するいわれのない偏見、差別、誹謗中傷等の人権侵害が起こっています。

誤った情報に惑わされることなく、人権に配慮した行動をとれるような取組の推進が必要です。

【今後の取組の方向】

1 避難生活における人権への配慮

- ・災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことのできる避難所の体制整備を推進します。
- ・要配慮者の避難を円滑に行うため、個別避難計画の作成を推進します。
- ・避難所をはじめ在宅等での生活支援のため、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、性的マイノリティの人々等への支援ニーズを把握し、きめ細やかな配慮がなされるよう京都府や関係機関、災害ボランティア等と連携して対応を進めます。
- ・災害時において情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができるように、教育・啓発活動を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた同和問題等さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために第1次・第2次計画において実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果を踏まえ、

①人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解すること

②「人権とは」「人権の尊重とは」、自分の人権を主張する意義、他人の人権を尊重する必要性、さまざまな人権課題等を学ぶことで、人間尊重の精神を日常生活の中に活かしていくことを目標に、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者が相まって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

このような認識のもと、実施にあたっては家庭、学校、地域社会、職域における日常生活の経験等を具体的に取り上げ、さまざまな創意工夫によって効果的に行っていくこととします。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、市民の自主性を尊重し、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

そして、市民から幅広く理解と共感を得られることが求められますが、少数者（マイノリティ）の意見等についても十分尊重することが大切です。

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

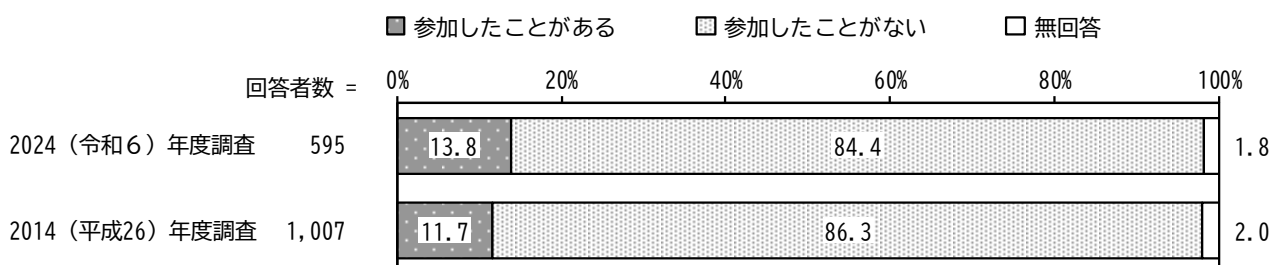
【現状と課題】

人権問題に関する理解は、人権研修等への参加状況により影響があることがうかがえます。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

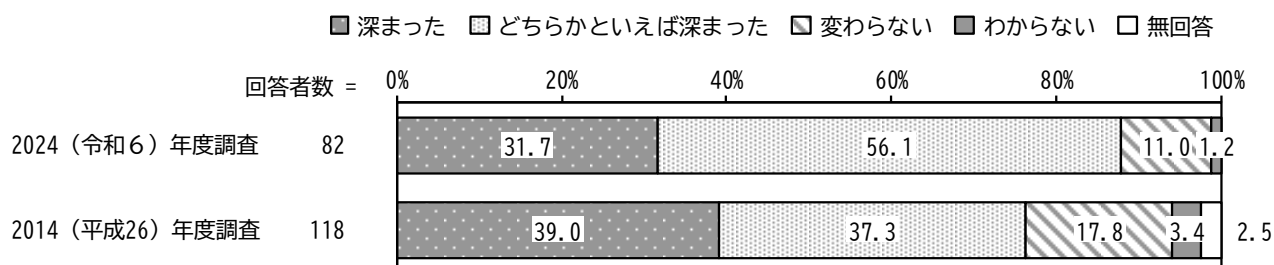
- ①「人権啓発に関する行事等への参加状況」について、「参加したことがない」がほぼ同じ水準で高止まりしています。

【図表45 最近（5年間）、あなたは、学校や職場、市が主催する人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会や人権啓発フェスティバル（ひゅうまんフェスタ）等の人権啓発に関する行事等に参加されたことがありますか。】



- ②一方、「行事等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識の変化」では、「深まった」がいずれも9割に近い高い割合であり、行事等への参加を促し、行動につなげていく取組は重要です。

【図表46 あなたは、人権啓発に関する行事等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか】

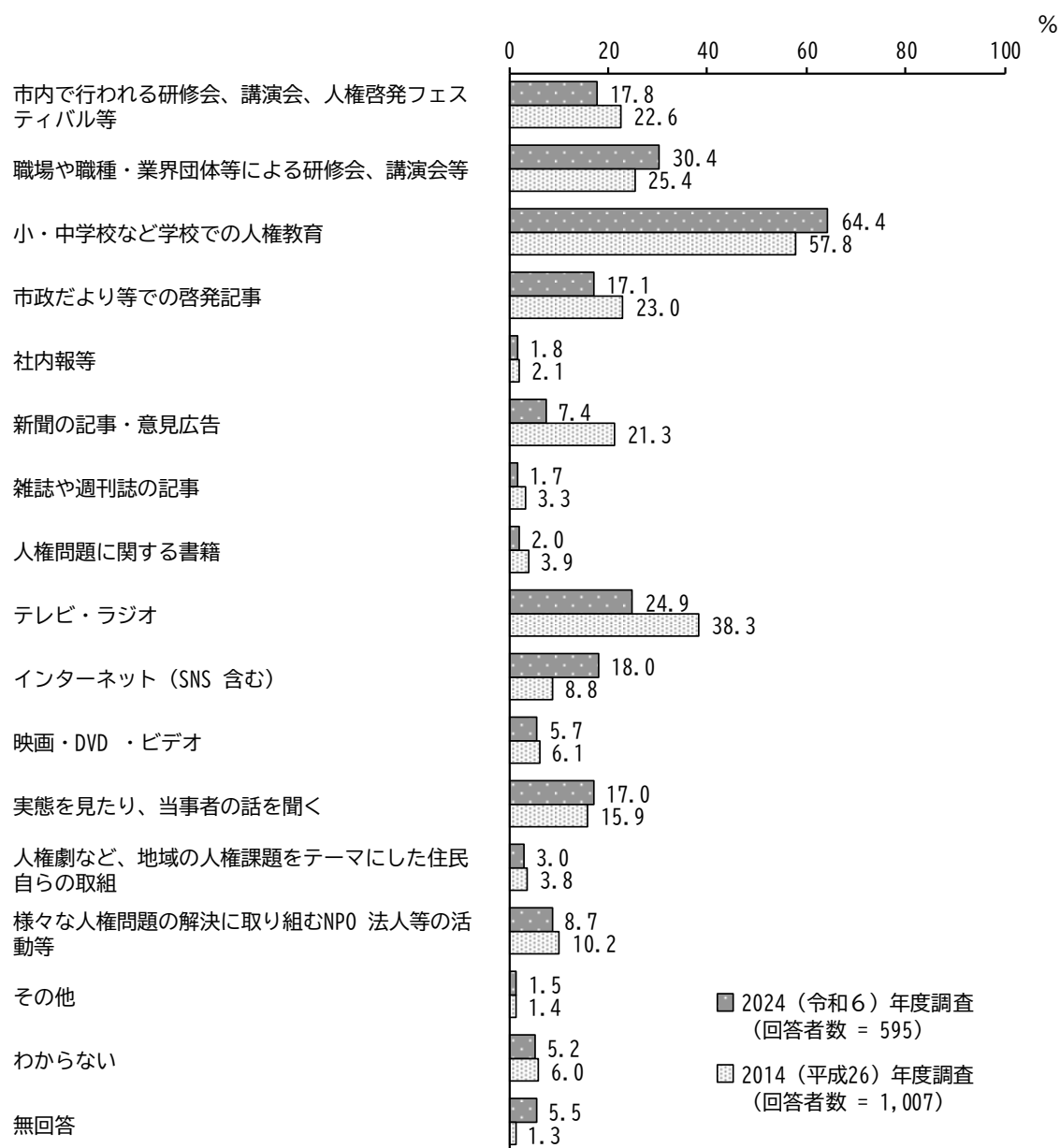


- ③「効果的な人権啓発手法」としては、「小・中学校等学校での人権教育」がいずれも約6割と高い割合でした。また「必要な施策」として「学校における人権施策を充実させる」でも同様に約7割を占めました。これらの結果からも、成長の過程における人権教育が重要です。
- ④「効果的な人権啓発手法」において「新聞の記事・意見広告」「テレビ・ラジオ」の割合が低下した一方、「インターネット（SNS含む）」の割合が増えており、情報を取り巻く環境の変化に添った取組が必要であることがうかがえます。また、行事等への参加を促し、行動につなげていく取組が重要です。

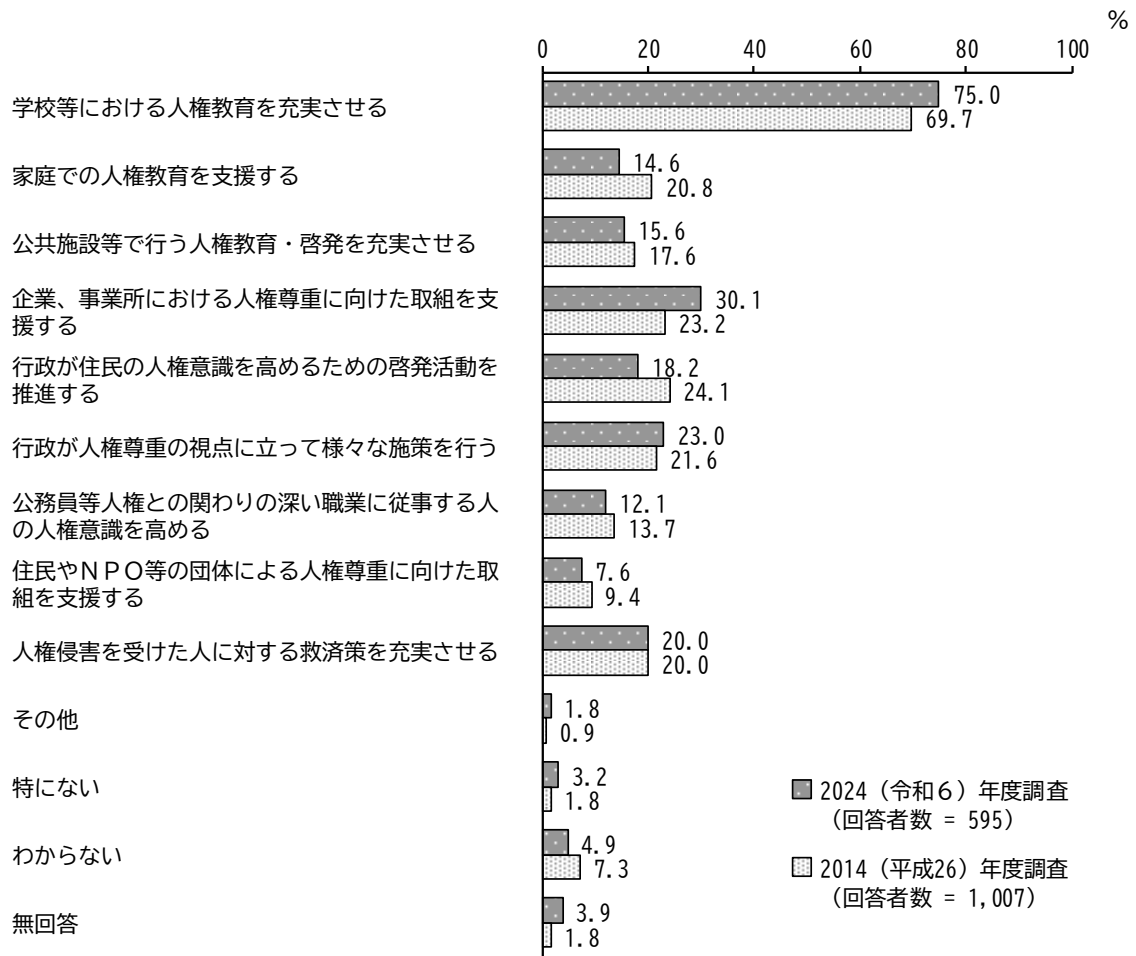
就学前や学校の場において、効果的な人権教育により重点的に取り組むこと、また、さまざまな工夫により人権啓発の行事に参加するきっかけづくり等が必要です。

さらに、家庭、地域社会、企業・事業所等、市民が生活を営むあらゆる場において、人権尊重の意識が根づくように取組を推進することが重要です。

【図表4-7 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どういうものが役立つと思いますか】



【図表48 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか】



【図表49 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか】〔人権研修等への参加有無別〕

区分	回答者数(件)	市内で行われる研修会、講演等、人権啓発フェスティバル	職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等	小・中学校等学校での人権教育	市政だより等での啓発記事	社内報等	新聞の記事・意見広告	雑誌や週刊誌の記事	人権問題に関する書籍
全体	595	17.8	30.4	64.4	17.1	1.8	7.4	1.7	2.0
参加したことがある	82	28.0	52.4	73.2	8.5	1.2	—	—	3.7
参加したことがない	502	16.5	27.3	64.1	18.9	1.8	8.8	2.0	1.8

区分	テレビ・ラジオ	インターネット(SNS含む)	映画・DVD・ビデオ	実態を見たり、当事者の話を聞く	人権劇等、地域の人権課題をテーマにした住民自らの取組	様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等	その他	わからない	無回答
全体	24.9	18.0	5.7	17.0	3.0	8.7	1.5	5.2	5.5
参加したことがある	18.3	19.5	9.8	22.0	6.1	7.3	1.2	2.4	3.7
参加したことがない	26.5	18.1	5.2	16.5	2.6	9.2	1.6	5.8	4.0

1 就学前の教育・保育施設

【今後の取組の方向】

他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つこと等人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践できるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

2 学校

【今後の取組の方向】

学校教育においては、国、府、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領*」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点*」「宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。

こうした基本的な認識に立ち、国、府との連携のもとに、あらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ①人権教育についての正しい理解や認識を培うために、小中一貫教育による9年間を見通した系統性のある指導に努めます。
- ②人権学習は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むこと等を視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を市内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、市内の学校への提供に努めます。
- ④子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努める等、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ⑤コミュニティ・スクール*を推進していく中で、社会性や豊かな人間性を育むため、家庭や地域と連携・協働しながら、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑥子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ります。また、子どもたちに多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせるため、基本的な学習習慣の定着と基礎・基本の徹底に努めます。
- ⑦体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、各種手引き、ハンドブックを活用した日常的な校内研修の充実に努めます。さらに、宇治市教職員研修講座*において、人権教育に関する教職員の知識の深化と指導力の向上に努めます。

*学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。

*学校教育の重点

京都府教育委員会が年度ごとに策定する学校や地域社会などの教育現場で取り組むべき方針。

*コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。宇治市では、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携・協働して子どもを育てる仕組みを総じて「コミュニティ・スクール」と称す。

*宇治市教職員研修講座

宇治市の教職員の資質向上と学校教育の発展を図るために実施する体系的な教職員研修。

3 地域社会

【今後の取組の方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、「第2次宇治市教育振興基本計画」や関係条例に基づき、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター、公民館、青少年センター、男女共同参画支援センターやコミュニティセンター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

地域社会の人々のライフステージは多様で、それぞれの特性に応じた学習の場の確保や情報提供を推進し、市民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育を進めることが必要です。このため、学習者の意欲を高めることのできる学習方法の提供や学習環境の充実を図り、関係機関や団体とともに地域に開かれた人権学習情報の提供に努めます。

4 家庭

【今後の取組の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、各団体と連携・協働し、親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実にも努めます。

5 企業・職場

【今後の取組の方向】

それぞれの企業において、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報などの適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し情報提供等の支援に努めます。

また、2022（令和4）年9月に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン*」の周知を図る等、人権を尊重した企業活動が行われるよう、啓発に努めます。

*責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン
P59「ビジネスと人権」を参照。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として市職員、消防職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者、企業・事業所等に対しても、同様の取組が行われることについて、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供等可能な限りの協力を努めることとします。

【現状と課題】

「効果的な人権施策」、「必要な人権施策」とも、「学校での人権教育」を挙げる人が、前回・今回とも非常に多い結果となっています。

今回の調査では、その次に「職場・職種・業界団体・企業・事業所」における「研修会・講演会・人権尊重に向けた取組」を挙げる人が多い結果でした。（図表48参照）

人権教育に関わる人、また職業従事者に対する研修等を行う立場の人に対して、効果的な研修を行っていくことが重要です。

また、『『ビジネスと人権』に関する行動計画*』が策定（2020<令和2>年10月）され、企業活動における人権への取組についての期待が高まっています。

*『ビジネスと人権』に関する行動計画
P59「ビジネスと人権」を参照。

1 市職員

【今後の取組の方向】

市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題等さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、「宇治市職員人権ハンドブック」を活用する等、効果的な職員研修を実施します。

研修においては、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式の研修も行います。

各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においてもさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

2 消防職員

【今後の取組の方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。

市職員同様の取組を推進するとともに、消防職員一人ひとりがその任務の遂行における人権尊重の重要性を認識して、消防業務において適切に対応ができるよう継続的に人権研修を実施します。

3 教職員・社会教育関係職員

【今後の取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために各種手引き、ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。さらに、京都府総合教育センター及び宇治市生涯学習センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図るとともに、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう、教育相談に関する研修の充実に努めます。

4 医療関係者

【今後の取組の方向】

患者が安心して医療を受け健康な生活を営むことができるように、インフォームドコンセント*の徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上を図られるよう努めます。

*インフォームドコンセント

患者やその家族が、医療者から治療方針についてリスクと利益に関する十分な説明を受けた上で、同意するプロセスのこと。

5 保健福祉関係者

【今後の取組の方向】

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。

6 メディア関係者

【今後の取組の方向】

メディア関係者に対し、市民への人権尊重に関する周知・啓発を行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

7 企業・事業所関係者

【今後の取組の方向】

「ビジネスと人権」の取組に関し、業種や企業規模、職種を問わず、企業にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえ、人権研修が広く行われるよう促します。

3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

1 指導者等の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところや職場等において、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者等が大きな役割を果たします。このため、さまざまな研修機会等を通して、指導者等を養成するための取組に努めるとともに、市民の身近なところや職場等で活躍する指導者等に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業・事業所、職場等生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材、啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上、大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を呼び起こす等の創意工夫を凝らすとともに、国、府や大学等における専門的な研究や国際社会における成果についてもその活用を図り、さらに国や京都府等が作成している啓発冊子、ポスター等の各種資料を有効に活用し、より効果的に人権教育・啓発に努めることとします。

3 インターネット等の活用

近年、スマートフォンやSNSの普及により、情報伝達の媒体として急速な発展を遂げているインターネットの特性を活かし、広く、多種多様な人権関連情報の提供、SNSや動画配信サイトの活用等、より効果的な人権啓発に取り組みます。

また、教育・啓発の媒体として、マスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、映像、音声、文字等、その特性を考慮し、その活用を積極的に図ります。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1 推進体制

本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

2 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会*を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体や企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

*山城人権ネットワーク推進協議会

2008(平成20)年4月に設立された任意団体。山城地域の市町村、民間団体、企業で構成され、「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」に向けた取組を実施。

3 外部有識者会議の設置

人権教育・啓発に関する施策について、外部の視点から適切な評価や助言を受けるため、外部有識者による会議を設置します。

2. 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、外部有識者の評価も受け、本計画のフォローアップを行います。